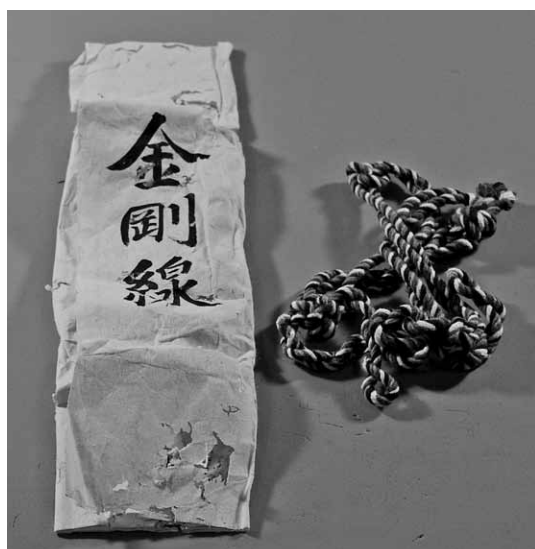


六所家総合調査だより

第10号

平成24年（2012） 1 月発行



金 剛 線

六所家旧蔵資料に伝わる金剛線。金剛線とは「五智を表示する白赤黄青黒の五色の糸をより合せて作った紐で、灌頂かんじょうの時、受者に授与し左臂ひじにかけるので臂線（ひせん）ともいう」（『密教辞典』）。

旧東泉院に伝来する金剛線は、歴代住持が灌頂の際に授与されたものと思われる。特定の人物を比定することはできないが、近世後期頃のものとして推定する。

特集①【富士山東泉院の秘宝—六所家総合調査速報展②—】

富士山東泉院と六所家旧蔵資料の概要…………… 大高 康正（1）

特集②【平成23年度 特別調査概報】

富士山東泉院領に暮らす人々…………… 菊池 邦彦（11）

護持院隆光と月輪院精海…………… 大高 康正（22）

富士市立博物館

特集① 富士山東泉院の秘宝―六所家総合調査速報展②―

富士山東泉院と六所家旧蔵資料の概要

大高 康正

一 はじめに

六所家は富士市今泉八丁目に位置する旧家で、明治政府による神仏分離政策によって還俗するまでは、富士山東泉院という寺院を営んでいた。六所家の土蔵は旧東泉院の宝蔵として、安政四年（一八五七）に建てられたものであるが（石川薫「六所邸建物の現状について」参照、『六所家総合調査だより』二号）、この土蔵を中心に伝来した六所家旧蔵資料は、郷土の歴史・文化を解明するため、大変貴重な資料群である。

六所家旧蔵資料については、その存在自体は以前から知られてはいた。既に明治二十二年（一八八九）十月に東京大学史料編纂所調査官がこの地域を訪れ、その際に採録した史料は、六所家に所蔵されていた「六所文書」と、明治時代初期に六所家旧蔵資料から分離したと思われる富知六所浅間神社所蔵「富士六所浅間社文書」として、翌年三月に影写本が作成されている。しかし、その際に採録された点数は、中世・近世初期の文書を中心とする「六所文書」十一点、「富士六所浅間社文書」十八点であり、その他は永禄三年（一五六〇）編の奥書をもつ「富士山大縁起」一点のみである。東京大学史料編纂所では「富士山大縁起」の騰写本を翌年九月に作成したが、その後この騰写本の「巻首一葉」を紛失してしまったようで、改めて昭和二年（一九二七）に六所国四郎氏より原本を借用し、影写本を作成している。現在も東京大学史料編纂所にて、「六所文書」と「富士六所浅間社文書」の影写本、「巻首一葉」を欠いている「富士山大縁起」の騰写本、欠落部分のない「富士山大縁起」の影写本を閲覧することができる。

その後、昭和七（十六）年にかけて刊行された『静岡県史料』や、平成二（十）年にかけて刊行された『静岡県史』の両編纂事業においても、こうした状況に変わりなかった。次頁（表1）に『静岡県史料』および『静岡県史』資料編中世に掲載されている東泉院関係文書をまとめたが、この中で項目に着色をしている文書は富知六所浅間神社所蔵のもので（現在、未確認の分も含む）、無色の項目は六所家旧蔵資料に伝来するものとなる。六所家旧蔵資料の中世文書については、『六所家総合調査だより』九号の湯之上隆氏の論考（「六所家旧蔵中世文書の紹介」）で、活字翻刻を含め詳細に検討されているので、そちらを参照いただきたいが、つまりはこれまで六所家旧蔵資料の全貌が明らかになる機会はなかったのである。

六所家から資料の寄贈を受けた富士市では、平成十七・十八年度にまず資料の分類・基礎整理を実施したが、概算でおよそ四万点という資料の総数、およびその豊富な内容から、学術的な総合調査を実施する必要性が生じた。

そのため、平成十九年度より新たに六所家総合調査委員会を組織し、富士市立博物館を中心に整理・調査事業に着手しているところである。委員会は兼務を含めて、古文書、書画（美術工芸）、富士山信仰、民俗、埋蔵文化財、建造物の各班による調査体制をとっているが、こうした調査の成果については、年二回刊行の本誌、『六所家総合調査だより』（富士市立博物館、富士市教育委員会等にて無料配布）等で適宜発信している。『六所家総合調査だより』は、富士市立博物館のHPから既出号を全てダウンロードすることも可能である（<http://museum.city.fuji.shizuoka.jp/hp/report/index.html>）。また年一回刊行の富士市立博物館「館報」にて、当該年度の調査の概要や総合調査委員会の実施について報告しているので、是非ご覧いただきたいと思う。

六所家旧蔵資料は、かつて富士市今泉に存在していた東泉院というひとつの寺院の寺史を解明するのみに留まらない大きな学術的価値をもった資料群である。大きく江戸時代以前（中世・近世）の富士山東泉院に関する資料群と、明治時代以降（近代）の六所家に関わる資料群とに分けられるが、東泉

〈表1〉『静岡県史料』および『静岡県史』資料編中世に掲載される東泉院関係文書

番号	史料名	年月日	西暦	文書名	出典	備考
1	今川氏親書状	4・10		富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編7-925号	
2	今川氏輝判物	天文4・7・17	1535	六所文書	『静岡県史』資料編7-1346号	
3	今川義元判物	天文16・8・19	1547	六所文書	『静岡県史』資料編7-1854号	
4	今川義元朱印状(折紙)	天文21・2・7	1552	六所文書	『静岡県史』資料編7-2104号	
5	今川義元朱印状	弘治2・6・21	1556	六所家蔵旧東泉院文書	『静岡県史』資料編7-2345号	
6	今川氏真朱印状(折紙)	永祿元・12・17	1558	六所文書	『静岡県史』資料編7-2668号	
7	今川氏真判物	永祿2・4・14	1559	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編7-2685号	
8	今川氏真朱印状	永祿4・3・5	1561	六所家蔵旧東泉院文書	『静岡県史』資料編7-2890号	六所家旧蔵資料は写文書。
9	今川氏真朱印状(切紙)	永祿4・8・23	1561	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編7-2963号	
10	今川氏真朱印状(折紙)	永祿5・5・14	1562	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編7-3038号	
11	今川氏真朱印状	永祿5・9・4	1562	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編7-3075号	
12	今川氏真判物	永祿5・12・20	1562	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編7-3104号	
13	今川氏真朱印状	永祿6・2・23	1563	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編7-3108号	
14	今川氏真朱印状(折紙)	永祿8・10・21	1565	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編7-3296号	
15	今川氏真朱印状(折紙)	永祿9・3・26	1566	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編7-3319号	
16	今川氏真朱印状(切紙)	永祿11・3・2	1568	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編7-3448号	
17	葛山氏元判物	永祿12・2・14	1569	六所文書	『静岡県史』資料編7-3615号	
18	今川氏真判物(切紙)	永祿12・5・21	1569	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編7-3746号	
19	今川氏真書状(切紙)	10・21		富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編7-3747号	
20	北条氏政判物(切紙)	永祿12・11・13	1569	六所文書	『静岡県史』資料編8-106号	
21	北条家朱印状写(折紙)	(元亀元)6・6	1570	六所文書	『静岡県史』資料編8-218号	六所家旧蔵資料は原文書。
22	北条家朱印状写(折紙)	(元亀元)6・15	1570	六所文書	『静岡県史』資料編8-223号	六所家旧蔵資料は原文書。
23	北条家朱印状写(折紙)	(元亀元)8・10	1570	六所文書	『静岡県史』資料編8-243号	六所家旧蔵資料は原文書。
24	武田家朱印状	元亀3・6・10	1572	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編8-489号	六所家旧蔵資料は写文書。
25	武田勝頼判物	天正3・2・21	1575	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編8-891号	六所家旧蔵資料は写文書。
26	武田家禁制	天正3・2・21	1575	富知六所浅間神社文書	『静岡県史』資料編8-891号	六所家旧蔵資料は写文書。
27	北条家朱印状(折紙)	(天正12)12・11	1584	六所文書	『静岡県史』資料編8-1764号	
28	豊臣秀吉朱印状	天正18・12・28	1590	六所家蔵旧東泉院文書	『静岡県史料』第2輯-8頁	
29	稲葉重頼書状	(天正19)壬正・2	1591	浅間神社蔵旧東泉院文書	『静岡県史料』第2輯-16頁	富知六所浅間神社所蔵か。
30	横田村詮寺領安堵手形	慶長5・2・25	1600	浅間神社蔵旧東泉院文書	『静岡県史料』第2輯-17頁	富知六所浅間神社所蔵か。
31	徳川家康朱印状	慶長9・3・9	1604	六所家蔵旧東泉院文書	『静岡県史料』第2輯-9頁	朱印部分が裁断される。
32	井出正次書状	(慶長9)9・28	1604	浅間神社蔵旧東泉院文書	『静岡県史料』第2輯-19頁	富知六所浅間神社所蔵か。
33	井出正次手形	慶長9・10・13	1604	浅間神社蔵旧東泉院文書	『静岡県史料』第2輯-20頁	富知六所浅間神社所蔵か。
34	内田全阿弥書状	10・26		六所家蔵旧東泉院文書	『静岡県史料』第2輯-10頁	
35	内田全阿弥定書写	慶長(10)・10・20	1605	六所家蔵旧東泉院文書	『静岡県史料』第2輯-11頁	
36	内田全阿弥書状	12・13		浅間神社蔵旧東泉院文書	『静岡県史料』第2輯-18頁	富知六所浅間神社所蔵か。

※出典欄で『静岡県史料』と『静岡県史』ともに掲載されている文書は『静岡県史』の文書番号のみを掲載した。

※その他の活字化されている東泉院関係文書として、「別本歴代古案十三」北条氏康書状写(『戦国遺文』後北条氏編2-1239号)、「歴代古案三」遠山康光書状写(『戦国遺文』後北条氏編2-1240号)、「葛山文書」葛山与右兵衛尉陳伏案(『静岡県史』資料編8-1780)があげられる。

院に関わる資料群は、さらに中世・近世の文書類、聖教類^{しやうきやうるい}、美術工芸品の三種類に大別ができ、こうした資料がまとまって「発見」されたことは学術的にも注目を集めている。その整理・活用には大きな責任が生じていることを自覚する必要があるだろう。例えば、以下の点で有意義な資料と言い得る。

- ① 現在まで詳細な研究がない富士山東泉院という密教寺院の寺院史の解明。
- ② 東泉院が支配していた朱印領の村々の支配の実態、およびその歴史。
- ③ 寺院社会史研究における中央の寺院と、東泉院のような地方の朱印領をもった寺院との関係性を検討する事例。
- ④ 近代以降、地域の名家であった六所家の生活の記録。

富士市は、江戸時代に特定の大名家が一括して支配していた地域ではない。市域の村々は譜代大名や旗本、代官など多くの家々に分散されて支配されており、そのためにひとつの地区、町・村々の支配の実態を長期的なスパンで解明することが困難だった。しかし、東泉院は寺院でありながら、朱印領の支配を認められた御朱印寺^{ごしゅいん}である。この朱印領に含まれる村々は、近世に一貫して東泉院が領主となっており、ひとつの村々の歴史の推移、支配の実態を編年的に確認できる資料群となる。六所家旧蔵資料の解明により、新たな富士市の歴史を描き出すことが可能となてこよう。

六所家旧蔵資料に関する調査が進展していく中で、当初の予想を超える多彩な内容をもった資料群が含まれていることが確認されてきた。例えば、そのひとつとして聖教類の資料の充実があげられる。聖教とは、「釈尊の教え。仏のおしえ」(『日本国語大辞典』)といった意味になるが、仏教の經典を尊称した言葉としても使用されている。六所家旧蔵資料の聖教類には、東泉院という寺院の存在を確認できる中世後期よりもさらに遡る時期のものが含まれている(阿部泰郎「東泉院聖教の復元と『秘密源底口決』の発見」参照、『六所家総合調査だより』五号)。つまりは、東泉院の歴代住持が入寺前に研鑽していた醍醐寺や高野山などといった中央の本寺格の寺院において、師から相承した、あるいは収集した聖教類が、複雑な伝来過程を経て、今こうして

多数伝わっているのである。こうした貴重な資料群を東泉院にもたらした歴代住持の経歴や事跡について、まずはまとめてみたい。

二 富士山東泉院の歴代

▽第一代（修験道本山派東泉院）

【僧名】 雪山

【出身】 駿河国村山（富士宮市）

【没年】 不明

【経歴】 大納言、あるいは頼恵と名乗るか。

【事跡】 今川義元より下方五社別当職を補任される。息子の太納言に東泉院跡職を譲る。永禄三年（一五六〇）「富士山大縁起」（冊子本）を編纂する。

▼歴代に数えず（修験道本山派東泉院）

【僧名】 長仁（大納言カ）

【出身】 駿河国村山（富士宮市）

【没年】 不明

【経歴】 辻之坊頼弁、あるいは東泉院長仁と名乗るか。

【事跡】 慶長五年（一六〇〇）二月二日に智勝坊（快印）に東泉院領および下方五社別当職を譲る。

▽第二代（真言宗東泉院中興第一世）

【僧名】 快印（智勝坊）

【出身】 駿河国

【没年】 寛永元年（一六二四）八月十五日（八〇余歳）

【師僧】 不明（久能寺快円カ）

【経歴】 前住は久能寺智勝坊、慶長五年（一六〇〇）二月二日東泉院に入寺、住持を二十五年つとめる。

【事跡】 大納言（長仁）に饋米三十一石および金六両の謝礼を払い、東泉院を譲与される。慶長十七年（一六一二）六所浅間宮宝殿・拝殿、東泉院門（慶長門）を建立する。大坂の陣（慶長十九・二十年）の際、徳川家康に見舞いとして手製の酢を献上し、以後吉例となり年頭に献上する。酢料として毎年御蔵米五十石が下され、善徳寺村百姓が役として酢を江戸へ運送した（「善徳寺酢」）。

▽第三代（真言宗東泉院第二世）

【僧名】 快温（俊能房）

【出身】 遠江国

【没年】 正保四年（一六四七）七月十六日（七〇余歳）

【師僧】 勝温（堯俊房）

【経歴】 初住は建穂寺青華院、その後東泉院住持二十四年。

【事跡】 東泉院を醍醐寺報恩院末寺とする。東泉院中門を建立する。

▽第四代（真言宗東泉院第三世）

【僧名】 快盛（堯深房）

【出身】 遠江国

【没年】 寛文五年（一六六五）一月二日（五七歳）

【師僧】 快温（俊能房）

【経歴】 初住は大山住宝集院、次に三島大社愛染院、その後東泉院住持十五年。

【事跡】 東泉院衆殿を建立する。元東泉院領であった八幡領を金八両で東泉院に還付させる。

▽第五代（真言宗東泉院第四世）

【僧名】 快箒（甚音房）

【出身】駿河国

【没年】延宝元年（一六七三）一月十五日（四六歳）

【師僧】快温（俊能房）

【経歴】寛文元年（一六六一）九月二十八日に快盛が隠居し譲与、東泉院住持十二年。

【事跡】東泉院領内に諸法度を出す。東泉院衆殿内の造作、下方五社を少々修造、世事道具を揃える。善徳寺酢の献上に際して御蔵米が下されなかった。

▽第六代（真言宗東泉院第五世）

【僧名】快真（甚海房）

【出身】駿河国

【没年】延宝二年（一六七四）十一月二日（二六歳）

【師僧】快筭（甚音房）

【経歴】東泉院住持二年。

【事跡】両界曼荼羅・大師・明神・不動の図像、聖宝之御影図を制作。出世諸道具を散逸する。寺領の田地数ヶ所を「俗類」に授ける。

▽第七代（真言宗東泉院第六世）

【僧名】快雅（松秋房）

【出身】駿河国

【没年】貞享二年（一六八五）五月六日（三八歳）

【師僧】快筭（甚音房）

【経歴】延宝元年（一六七三）十一月二十八日東泉院入寺、住持十三年。上人号への昇進を願い貞享元年（一六八四）に上洛、醍醐寺報恩院大僧正の仲介にて申請、綸旨により上人号が勅許される。

【事跡】東泉院台所・土蔵を建立、出世諸道具を調べ、釈迦三尊十六善神図

を修復。将軍徳川家綱の法事に際して納経拝札等を勤める。流鏑馬半騎を買い求める。善徳寺酢の献上に關して幕府に訴訟を行つて赦免となる。

▽第八代（真言宗東泉院第七世）

【僧名】覺胤（清音房）

【出身】相模国

【没年】元禄四年（一六九一）六月十三日（五五歳）

【師僧】不明

【経歴】貞享二年（一六八五）八月五日東泉院入寺、住持七年。

【事跡】支配の社人九人が背き幕府で訴訟となるが、以後も別当支配に従うことに決する。下方五社の本地本尊仏を新たに造刻、六所宮天神社・同天神木像、六所宮弁財天社を造立し、龍宝院を米一斗五升の役料で弁財天社の鑰取に定める。流鏑馬半騎を買い求める。風呂屋を建立、子安地藏堂を修復、河原田を普請する。

▽第九代（真言宗東泉院第八世）

【僧名】圓成（良忍房）

【出身】紀伊国

【没年】正徳四年（一七一四）九月十八日

【師僧】有専（高野山正智院）

【経歴】元禄四年（一六九一）六月十七日東泉院入寺、住持八年。

【事跡】東泉院玄關・部屋を修復、黒門・禁制札を建立する。東泉院の借金百五十両を返済する。元禄年中、江戸へ参府の際に将軍徳川綱吉主催の御講釈に同席、綱吉が護持院で能を見物した際にも同席する。東泉院大門を外側へ七・八間程度出し、地形を二丈程度直上に築く。河原田を普請し、地藏淵川添の新田三俵分と六所宮鳥居前新田を開発する。六所宮天神像、天神宮を修復、子安地藏堂（四間四面）・庵室を金百両余で造

替する。金屏風三十六歌仙、出世諸道具を買い求める。卷子本「富士山大縁起」・「富士山縁起之状」・「富士山縁起」を書写制作する。

▽第十代（真言宗東泉院第九世）

【僧名】 精海（圓真房）

【出身】 大和国（添上郡五条村）

【没年】 宝永六年（一七〇九）十月十三日（五八歳）

【師僧】 圓成（良忍房）

【経歴】 前住は江戸神田橋護持院の役僧・月輪院。宝永元年（一七〇四）十二月七日東泉院入寺、住持六年。着衣二色（香衣・浅黄色）御免。宝永四年（一七〇七）四月上旬に長崎市の大徳寺を兼帯し同地へ赴き、同五年十二月中旬に発病、同地で死去。墓所は長崎市の延命寺で寛雄が引導を渡す。

【事跡】 鍛冶屋瀬古愛鷹宮林・同神領を金三〇両余で買い求める。原田浅間宮、今宮浅間宮、入山瀬浅間宮を修復、今宮拝殿、愛鷹宮、六所宮拝殿・鳥居を造替、六所宮を修復する。東泉院境内に筑波権現・稻荷宮を新造する。東泉院境内の弁才天祠を再建、子安地藏尊像を再興、子安地藏堂・庵室を造立する。東泉院玄関・式台・屋根・客殿・箱棟を修復、文庫・経蔵を造替、東泉院中門に壁を造立、屏風・諸道具を買い求める。境内雑木を刈り杉林を造る。長田村・伝法村内の田地を金二百両で買い求める。

▽第十一代（真言宗東泉院第十世）

【僧名】 光盛（勸栄房）

【出身】 大和国（添上郡六条村）、出自は大和国五条村の中野氏

【没年】 宝暦九年（一七五九）十月三日（七八歳）

【師僧】 精海（圓真房）

【経歴】 宝永六年（一七〇九）十一月に東泉院を継承、住持五十年。正徳元年（一七一）御室仁和寺最勝院跡を兼帯、色衣免許となり、藤色紋紗の着衣を頂戴する。寛延三年（一七五〇）に東坊城長誠の猶子となる。

【事跡】 宝永五年（一七〇八）三月、幕府より富士山鎮火の祈祷が命じられ、精海にかわり光盛が江戸へ参府し祈祷料を拝領する。将軍徳川綱吉の法事に際して納経拝礼等を勤める。長崎延命寺で精海の追善供養を行い、位牌・石塔を建立し、帰途に高野山へ登り金剛三昧院に精海遺骨を埋葬し、石塔を金剛三昧院墓所へ建立する。元文五年（一七四〇）・寛保元年（一七四一）にかけて領内で地押改（再検地）を実施する。

▽第十二代（真言宗東泉院第十一世）

【僧名】 賢盛（智勸房）

【出身】 大和国（添上郡北永井村）、出自は大和国北永井村の谷口氏

【没年】 宝暦七年（一七五七）二月二十一日

【師僧】 光盛（勸栄房）

【経歴】 宝暦六年（一七五六）十二月に光盛より東泉院後住として領内支配を申し渡されるが、当時病気で快気次第入寺する予定も、翌七年に死去。

▽第十三代（真言宗東泉院第十二世）

【僧名】 覚雅（勸典房）

【出身】 安房国

【没年】 明和三年（一七六六）十二月十六日（五一歳）

【師僧】 精海（圓真房）、主覚（海春房）

【経歴】 賢盛死去後に光盛に随う。光盛死去の際、遺状を高野山南院にて開封すると、後住は淳盛に定めるとあった。しかし淳盛は若年のためもう数年高野山で修学することとし、その間覚雅が住職を勤めることに決する。宝暦十年（一七六〇）三月東泉院入寺、住持七年。

▽第十四代（真言宗東泉院第十三世）

【僧名】 淳盛（良勸房）

【出身】 大和国（添上郡北永井村）、出自は北永井村の谷口氏

【没年】 寛政八年（一七九六）三月十一日（五七歳）

【師僧】 光盛（勸栄房）

【経歴】 賢盛（智勸房）の甥で、明和三年（一七六六）十二月十五日に二十七歳で東泉院入寺、天明二年（一七八二）まで住持十七年。

【事跡】 安永元年（一七七二）より、寺社奉行所にて今泉村との間に相論。その発端は今泉村を知行所にしていた巨勢大和守との間に、年始挨拶の礼式について。天明二年（一七八二）の裁許で淳盛は着衣を剥がされ（脱衣）、追放処分となる（後年赦免となるが既に死去）。淳盛退去後に東泉院は醍醐寺報恩院末寺から高野山宝性院の末寺へと変更。

▽第十五代（真言宗東泉院第十四世）

【僧名】 隆尊（勸応房）

【出身】 武蔵国（都築郡恩田村）、出自は都築郡恩田村の土志田氏

【没年】 寛政三年（一七九一）一月二十一日（六二歳）

【師僧】 興尊（興栄山萬福寺）

【経歴】 阿闍梨位。宝暦二年（一七五二）二十三歳より高野山で修学、その後高野山知足院住持を勤め、天明元年（一七八一）より高野山江戸在番所に滞留する。淳盛が東泉院を退寺することになり、一派衆議中の推挙で天明二年（一七八二）七月二十三日に五三歳で東泉院入寺、住持十五年。

【事跡】 東泉院庫裏・米蔵・長家を再建、御宮仮殿・境内所々を修理、勝手向諸道具を整える。

▽第十六代（真言宗東泉院第十五世）

【僧名】 尊淳（了玄房）

【出身】 武蔵国（都築郡鴨志田村）、出自は都築郡鴨志田村の金子氏

【没年】 文化十二年（一八一五）十二月四日

【師僧】 興尊（興栄山萬福寺）

【経歴】 前住は武蔵国恩田村の興栄山萬福寺住持。寛政三年（一七九一）五月東泉院入寺、住持十二年。その後、高野山無量光院へ移る。

【事跡】 金屏風・三十六歌仙・飲中八仙銀屏風四双、その他三双二枚の屏風を修復、六所宮石燈籠一对を建立、子安地藏堂半鐘一口鑄造供養を行う。東泉院聖天堂・客殿を再建、本尊像・天尊像（歓喜天カ）を造作、五社浅間宮拝殿・末社、東泉院内所々を修復する。諸道具類を年々調える。

▽第十七代（真言宗東泉院第十六世）

【僧名】 隆応（理伝房）

【出身】 武蔵国（都築郡恩田村）、出自は武蔵国都築郡恩田村の土志田氏

【没年】 文政二年（一八一九）九月九日

【師僧】 隆尊（勸応房）

【経歴】 前住は高野山知足院住持、その後に興栄山萬福寺留守居を勤める。寛政二年（一七九〇）隆尊の病氣に伴い東泉院に入り、隆尊没後は高野山知足院住持、享和二年（一八〇二）十一月一日に東泉院住持、住持五年。

【事跡】 六所宮撞鐘を鑄造、東泉院大玄関を再建する。

▽第十八代（真言宗東泉院第十七世）

【僧名】 慈船（圓乗房）

【出身】 下総国（結城郡結城西之宮）、出自は結城西之宮の土志田氏

【没年】 元治元年（一八六四）九月一日

【師僧】隆尊（勸応房）

【経歴】天明九年（一七八九）十一月に興栄山萬福寺で隆尊を戒師に出家、寛政三年（一七九一）東泉院に入寺する尊淳に従い東泉院へ。寛政九年（一七九七）冬から寛政十一年（一七九九）にかけて萬福寺住持、寛政十二年（一八〇〇）に高野山へ登山し知足院の隆応のもとへ。文化元年（一八〇四）十一月に高野山知足院住持、同三年（一八〇六）八月に東泉院へ入寺し兼帯住持を七年つとめる。同八年（一八一二）に隠居。

【事跡】文化六年三〇八月西国・四国霊場参詣に出かける。古法眼（狩野）元信金屏風壺双・三十六歌仙屏風壺双・飲中八仙壺双、その他三双二枚折二双の衝立を東泉院居間に張り交ぜ、大玄関・使者間内玄関などの座敷・障子を新調する。東泉院土蔵・米蔵・庫裏・護摩堂・聖天堂・八幡宮見物亭・赤門松皮葺・地藏堂、六所宮・同宮拝殿・御供所など、その他下方五社の屋根葺や修復を行う。門前通堀垣所々を普請、常作事小屋（修理所）を新造し、井戸積のため伊豆石七両分を調達する。

▽第十九代（真言宗東泉院第十八世）

【僧名】義巖（教善房）

【出身】伊豆国（那賀郡田子村）、出自は那賀郡田子村の土屋氏

【没年】天保三年（一八三二）十一月五日

【師僧】義勸（本宮宝幢院）

【経歴】初住は富士宮市の富士山本宮浅間大社別当宝幢院。文化九年（一八一二）四月二十一日東泉院入寺、住持二十一年。

▽第二十代（真言宗東泉院第十九世）

【僧名】義勝（明賢房）

【出身】不明

【没年】嘉永四年（一八五二）九月二十二日

【経歴】前住は高野山か。天保三年（一八三二）九月五日に東泉院を継承、

十一月入寺、嘉永三年（一八五〇）四月に隠居、住持十九年。

【事跡】天保十二年（一八四一）三月十一日、大御所徳川家斉の法事に際して納経拝礼等を勤める。

▽第二十一代（真言宗東泉院第二十世）

【僧名】藥雄（探道房）

【出身】出雲国（神門郡知井宮村）、出自は神門郡知井宮村本郷の浅津氏

【没年】明治十九年（一八八六）十月二十三日

【師僧】定雄（恵日山多福寺）・純融（御室御所真乗院）

【経歴】初住（六〇八歳）は神門郡高岡村多福寺で修学、続いて醍醐寺報恩院、御室仁和寺真乗院、高野山で修学し、嘉永三年（一八五〇）四月に東泉院入寺、以後慶応四年（一八六四）まで住持十五年。明治維新後に復飾して六所良邑（六所一）と改名し、六所家初代となる。

【事跡】東泉院を醍醐寺報恩院末寺に戻すか。文久三年（一八六三）二月十八日、將軍徳川家茂が上洛の際に東泉院を宿所とし、元治二年（一八六五）五月二十三日の家茂再上洛の際にも東泉院を宿所とする。

三 東泉院境内の位置

東泉院は創建された時期が明らかでなく、いつ頃から今泉八丁目付近に境内を構えていたのかも不明である。同時代史料で東泉院が確認できる初見は、四月十日付今川氏親書状（富知六所浅間神社文書）で、東泉坊が日吉宮の造営を請け負ったとあるもので、この東泉坊が東泉院を指すと思われる。今川氏親の生没年である文明五年（一四七三）～大永六年（一五二六）の間にはその存在を確認できることになる。

東泉院は、第二代快印の時から真言宗の密教寺院として代々継承されていくことになるが、その旧境内地に現在も鎮座する日吉浅間神社の「日吉」神

の存在は、かつて東泉院が天台宗系と関係があったことを示唆するものである。今川氏親の子息、義元の時代の東泉院住持は第一代の大納言（雪山）であるが、彼は富士山村山興法寺（現在の富士宮市村山浅間神社）の修験者である大鏡坊頼秀と系譜関係をもっている。興法寺は天台宗系の修験道本山派聖護院門跡（京都市）との関係をもった寺院で、東泉院も当初は修験道本山派との関わりあいをもっていたものと考えられる（拙稿「中世後期から近世初期における東泉院支配の推移」参照、『六所家総合調査だより』七号）。

しかし、東泉院が成立当初から今泉八丁目付近に位置していたかどうかは注意が必要である。永禄元年（一五五八）十二月十七日付今川氏真朱印状（六所家旧蔵資料）で、「先玉蔵院」が下方五社領内の金剛寺と玉蔵院の支配権をめぐり東泉院と相論している。その中で玉蔵院の旧敷地は、東泉院の寺屋敷を太原雪斎が善得寺の敷地として引入れた替地として東泉院に与えられたものとあつて、玉蔵院は東泉院が境内を構えていた富士市今泉八丁目に含まれる場所にあつた可能性が高い。そうすると東泉院は、かつて今泉九丁目付近にあつた善得寺の境内に含まれる場所に存在し、太原雪斎が善得寺住持を勤めた際に寺地を広げた関係で、その替地となった今泉八丁目付近に移動している可能性を考慮する必要があるからである。

但し、東泉院が永禄元年頃には既に今泉八丁目付近に境内を構えていて、その場所が江戸時代を通じて変わらなかったことは間違いない。東泉院境内については、六所家旧蔵資料に伝来する江戸時代の絵図で確認できる（杉山一弥「絵図にみる東泉院境内堂舎の変遷」参照、『六所家総合調査だより』三号）。まず境内の範囲であるが、およそ現在の吉原公園と日吉浅間神社の敷地、そして六所邸の位置する六所家旧敷地をあわせた範囲に形成されている微高地が旧境内地である。江戸時代には吉原公園には日吉浅間神社、八幡神社が鎮座しており（八幡神社は江戸中期には本堂東側に移動）、現在の日吉浅間神社が位置する場所には、東泉院の本堂である護摩堂など主要伽藍が展開し、六所邸の位置する場所には住持が日常生活する本坊が存在していた。

明治維新後、日吉浅間神社は東泉院の中心伽藍のあつた場所に移動し、東泉院本坊の位置には六所邸が建てられたのである。

四 東泉院と下方五社別当

下方五社しもかたごしやとは、富士山南麓の下方と呼ばれていた地域に存在する三日市場の富知六所浅間神社、原田の滝川神社、今宮の浅間神社、入山瀬の浅間神社、今泉の日吉浅間神社の五つの神社を指している。江戸時代の地誌『駿河志料』に「当院（東泉院）は、五社浅間別当にて、五社は、伝法村六所浅間社、原田村浅間社、今宮村浅間社、入山瀬村新福地浅間社、和田当院境内日吉浅間社なり」と記されており、東泉院を五社浅間別当として紹介している。

五社別当とは、この五つの神社を管轄する権限を握っていた地位を示す。東泉院が五社別当として確認できる最初の史料は、天文十六年（一五四七）八月十九日付今川義元判物（六所家旧蔵資料）で、この文書には、天文六年（一五三七）の「河東一乱かとういちらん」に際して、大納言（雪山）は人質として北条氏側に捕らえられるが、計略によって逃れ、その後は今川氏の本拠地の駿府（静岡市）で奉公していたとある。この文書で大納言は今川氏より五社別当職を与えられた文書を「去年、当府千灯院において焼失」したと述べており、大納言の今川氏への奉公は国分寺千灯院における国家祈禱こっかきとうであった。こうした忠節と先師長恵との由緒によって、大納言は下方五社別当職を与えられた。

当時の社会は神仏習合の時代であり、神社の境内に神宮寺が建てられ、そこに社僧が居住したり、神社の社殿において年中行事の一環として神前読経が行われていた。社殿には鰐口わにぐちや懸仏かけほとけが吊るされ、御神体として仏像や神像が置かれることもあつた。神仏習合とは本地垂迹思想ほんちすいしやくの考え方で、日本の神々は様々な仏が仮の姿で現れているとするもので、各神社における祭神の本当の姿と考えられていた仏（本地仏）を信仰の対象としていたのである。

東泉院がつとめた五社別当の職務とは、下方五社の管理・運営をすることである。日常的な維持活動として清掃や修理・造営、非日常的な活動として

神事・祭礼といった年中行事を挙行していた。そのための費用を捻出する必要があったため、東泉院は五社の神領を管理することになったのである。

五 「地頭」東泉院と御朱印領支配の村々

東泉院は、天正十八年（一五九〇）十二月二十八日付豊臣秀吉朱印状・慶長九年（一六〇四）三月九日付徳川家康朱印状（ともに六所家旧蔵資料）で、富士郡下方郷内に一九〇石の朱印領を安堵されている。

こうして安堵された具体的な土地の内訳は、慶長九年（一六〇四）十月十三日付井出正次手形写（六所家旧蔵資料）より、中野・一色・神戸・今宮の村々と伝法・善得寺（今泉）村の一部と確認できる。こうした村々がさらに細分化して、一色村から萩原、中野村から落合・西片倉・東片倉・三倉といった村々が生まれていったものと思われる。

江戸時代、支配を認められた村々から東泉院は「御地頭様」などと呼ばれている。そこには領主としての一面を垣間見ることはできるが、宗教者としての立場を窺うことはできない。しかし、こうした宗教的権威が地域社会を支配するという体制自体は、中世以来脈々と続いてきた伝統の残存である。

例えば明和四年（一七六七）に東泉院が寺社奉行へ提出した由緒書（六所家旧蔵資料）の第一条では、今宮浅間神社に唐本の大般若経が伝来することを強調している。大般若経を転読する大般若経会は、中・近世の時代には全国各地で除災の功德をはじめ、豊作・雨乞いといった農事祈願を目的に行われていた。残念ながら現在はこの唐本大般若経の存在は確認できていないが、大般若経会において本尊として用いられる「釈迦十六善神図」（六所家旧蔵資料）は伝えられており、大般若経会の祈禱礼も残されている。こうした大般若経会を実施する東泉院の姿は、この地域の安寧を祈願する宗教者としての姿であると共に、一方では自ら支配する朱印領を安定的に経営することを志向する領主の姿であるとも言える。

また同じ由緒書の第八条に元文四年（一七三九）に八代將軍徳川吉宗の時

「浅間領一流の地押御願い申し上げ候所、願いの通り御免仰せ付けなせられ、則ち浅間領村々・社中ならびに当院内まで一流の地押仕り候」とある。「地押」とは、江戸時代の検地仕法のひとつで、各村内の隠田を摘発する目的で行われた再検地である。つまり領主の把握していない百姓たちの新たに開発した田畑を租税の対象にしようとしたのである。

こうして幕府より許可を得た再検地（地押改）を、東泉院は自らの朱印領で翌元文五年と翌々年の寛保元年にかけて実施したが、地押改を実施するにあたって東泉院側の担当役である地押役人・納所から一通、中間から一通、村々の百姓側の村方三役（名主・組頭・百姓代）から一通の計三通、不正が行われないことを約束させるために事前に起請文をとっている。起請文とは、神仏に対する誓約であり、ここに記された内容について、神仏に対して嘘偽りのないことを誓うものである。仮にその誓いを破った際は、起請文に記される様々な神仏の罰を蒙ると考えられていた。

起請文を作成する際には、料紙として牛玉宝印と呼ばれる護符を利用し、その裏側に誓願の内容や署名を記すが、普通二部を作成し、一部は控えとし、もう一部を燃やし、その灰を水に溶かして一同で回し飲みする（一味神水）。東泉院は、地押役人・納所に対する起請文は和歌山県の熊野本宮（熊野本宮大社）、中間は神奈川県の箱根山権現（箱根神社）、百姓は熊野本宮と熊野那智山（熊野那智大社）の牛玉宝印を継ぎ合わせたものをそれぞれ使っている。こうして誓約をとった上で地押改を実施したが、その結果として各村の村高を「地押反別改帳」にまとめている。

こうした東泉院による領主支配の過程で、天明の大飢饉（一七八三～八七）における落合村の新右衛門の帳塚の悲劇の話が現在も伝わっている。言い伝えによると、天明の飢饉における凶作によって、中野・落合・西片倉・東片倉・三倉の村々の百姓は年貢米の納入が困難な状況となり、領主東泉院からの納入催促に対して年貢減免を懸け合うも認められず、最終手段として幕府に直訴を行った。その直訴を行ったのが落合村名主の新右衛門であったが、

当時百姓の直訴は死罪に相当し、新右衛門と同行した権右衛門は処刑となる。直訴により年貢は減免となるが、村々では罪人に表立って墓所をつくれないうことから、新右衛門の義拳に感謝し供養する目的で塚をつくり埋葬した。この塚には新右衛門が書いた帳面や歎願書、農民たちの血判状の控え、日記などをあわせて埋めたことから帳塚（帳ヶ塚）と呼ばれた、というものである。しかし六所家旧蔵資料を確認していくと、この話は実は天明の大飢饉の話ではなく、もう少し前に遡る寛保二年（一七四二）の話であることがわかった。原因も天明の大飢饉ではなく、元文年間（一七四二）の地押改が契機となっており、百姓たちは耕作放棄（逃散）を行った。また直訴を行った新右衛門は片倉村名主であり、同行した人物は落合村名主の彦次右衛門だったようである。帳塚の場所には享和二年（一八〇二）十月の石塔があるが、住持尊淳の時、同年九月に東泉院に造立の許可を求めた文書が確認できる。帳塚の悲劇の真実も、六所家旧蔵資料の「発見」によって、歴史的に再確認することが可能となるだろう。

六 東泉院と將軍徳川家茂の上洛

文久三年（一八六三）十四代將軍の徳川家茂は、自身最初の上洛を果たすが、その詳細は『昭徳院殿御上洛日次記』（『国史大系五一・続徳川実紀』四篇）で確認できる。家茂は東海道を西上し、同年二月十八日に東泉院を訪れた。一行は朝七時頃三島を出立し、沼津宿本陣で小休する。そして午前十一時頃原宿本陣に到着し、一時間程休憩をとった後に出立、柏原新田で小休する。吉原宿入口からは徒歩で移動し、午後四時頃「御泊まり吉原驛富士山東泉院別当東泉院へ着御あそばされ候」とある。この日の一行の宿泊は、東泉院および吉原宿に分散して行われたが、將軍家茂は東泉院に宿泊したのである。一行は翌日朝七時頃吉原宿を出立し、興津宿清見寺に向かっている。

六所家旧蔵資料の中に幕末期の東泉院の間取りを詳細に描いた絵図が残されている。この絵図を入れていた袋には、文久二年八月に「御普請役元メ米

倉幸内殿・増田多録郎殿」による内見分の際に、兩人より頼まれて提出した絵図の控えと記されている。絵図には東泉院境内に「此所當時普請中」の貼紙でおおわれた一角があり、その下には「本堂・歓喜堂・護摩堂・東照大権現御宮」と書かれている。この場所は現在の日吉浅間神社境内の社務所周辺に当たるものと思われ、この場所に文久二年に本堂（護摩堂・歓喜堂）と東照大権現（徳川家康）を祀った神社を普請していたことがわかる。翌年に將軍家茂を迎えるにあたって、幕府側は警護の必要性や施設の詳細を事前にチェックしていた模様であり、東泉院の側も徳川家康を祀った神社を造営するなど、境内整備を行っていたものと思われる。

將軍家茂は、二度目の上洛となる元治二年（一八六五）五月二十三日にも東泉院を宿所としている（『角田桜岳日記』五、富士宮市教育委員会）。家茂一行は、翌二十四日昼頃に富士川を渡河するために岩本の船場に到着したが、そこで葦山代官・江川家を取り立てた三島・原・吉原・大宮町の農兵の調練の模様を「上覧」したようである。農兵たちは二十日には三島に向き二十一日に到着する家茂を迎えていたようで、そのまま一行に同道し、原宿においても調練を披露し、家茂が富士川を渡河するまで供奉している。

東泉院の東照大権現御宮であるが、明治四年（一八七二）の日吉神社を描いた境内絵図（六所家旧蔵資料）に「東照大神」とあり、神仏分離後の旧東泉院境内に引き続き鎮座していたようである。現在この神社は残っていないが、日吉浅間神社鳥居東側の高台は東照大権現御宮跡だった可能性が高い。この場所には徳川家康による御手植の松が存在したとの伝承も残っている。また六所邸内で祀られていた神棚（御霊屋）には、東泉院歴代住持、六所家関係者の他に、歴代天皇（天皇家）と東照大権現の位牌が祀られていた。歴代天皇の位牌は、裏面に文化九年（一一八二）七月に住持義嚴の時につくられたとあり、位牌そのものはどちらも東泉院の時代から引き継がれていたもののようである。

（静岡市生活文化局文化スポーツ部文化財課）

特集② 平成二十三年度 特別調査概報

富士山東泉院領に暮らす人々

菊池 邦彦

はじめに

慶長九年（一六〇四）十月十三日、時の駿河代官井出志摩守から、東泉院領一九〇石余の内訳が、正式に東泉院に示された。今から四〇〇年以上前のことである。

【史料1】

渡置申覚

一九拾六石壺斗三升弍合 中野
一拾四石七斗八升七合 一色
一拾八石七斗七升 神戸
一拾八石四升壺合 今宮
一参拾石ハ 伝法ノ内
一拾四石四斗六升 善徳寺ノ内
合百九拾弍石壺斗九升
此内壺石壺斗九升 屋敷
右、如毎年渡置申候、并任 御朱印之面、諸役竹木等
相違有間敷候、仍如件
慶長九年辰

十月十三日

東泉院

井出志摩守（花押）

通常の寺院の領知としては破格の二〇〇石近い石高は、富士山を山号とする東泉院の歴史と格式を示すものであらう。中野・一色・神戸・今宮の四か村は村高すべてが、伝法村と善徳寺村（寛文二年（一六六二）に今泉村と名称を改める）の二か村は、村高のごく一部が東泉院領となった。東泉院は善徳寺村という三千石を越える大きな石高の村（寛永改高附帳では三七四一石余）の中に所在していた。当時の東泉院当主も、領知を引き渡す側の代官井出正次も、善徳寺村の東泉院の近くに一九〇石余の領知が一円的にまとまって与えられることをのぞんでいた。しかし、結果はそうならなかった。それらの領知が六つの近世村落にまたがって与えられたことは、当時の東泉院当主の思惑とは違っていたのである（拙稿「富士山東泉院朱印

領の成立事情」『六所家総合調査だより』第七号、二〇一〇年八月）。

それでは、この一九〇石余りの東泉院領に、江戸時代、一体どれくらいの人々が暮らしていたのだろうか、逆に言えば、東泉院は一九〇石余の領主として（古文書には東泉院をさして「御地頭様」「御別当様」「富士五社惣御別当様」「富士六所浅間御別当様」「和田屋敷（御役人様）」などと様々に出てくる）、一体どれくらいの人々を支配していたのだろうか。このような素朴な疑問から出発して、東泉院領が近世初頭に六か村に分散して与えられたことの意味を考えてみたい。

なお、引用する史料の出典は、特に断らない限り、すべて六所家旧蔵資料（富士市立博物館所蔵）である。

一 東泉院領の人口調査

幕府領では、寛永年間（一六二四～一六四四）末頃から村や町の人別改が開始され、それが寛文年間（一六六一～一六七三）頃から毎年行われるようになったといわれている。しかし、寺社領での検討はほとんど行われておらず、東泉院領での実態もまだ明らかではない。その一方で、八代將軍吉宗は、その実利的性格からか、全国の人口調査を行ったことで有名である（但し、武家人口は明らかでない）。そのはじめは享保六年（一七二一）といわれているが、東泉院にもその雛形が廻されており、人口調査の痕跡が見られる。

【史料2】

人数書上之覚

何国何郡何村

真言古義

何 寺

一寺内惣人数 何人

住持合家来ニ至迄、不残右之数ニ書入可被申候、

一門前町屋人数 何人

内 何人 男

何人 女

但シ、当丑年三年以前何之年改帳を以、当歳六三歳以上分書記差上申

候、以上

享保六辛丑年月日

御勘定所

何 寺 印

是ハ御朱印所茂、御除地所茂、御除地茂無之寺院茂、此通不残書上可被申候、

「真言古義」とあるので、古義真言宗の触頭か本山から廻ってきたものであろうか。この雛形に基づいて作成されたのが、次の史料である。

【史料3】

（端裏書）「公儀へ差上申候扣」

人数書上之覚

駿河国富士郡和田村六所浅間別当

真言古義

東泉院

一寺内惣人数 拾五人

内 五人 僧

内 拾人 男 但シ、住持分家来共

一門前人数 四拾五人

内 貳拾壱人 男

内 貳拾四人 女

但シ、当丑ノ年御改帳を以、子歳分書記差上申候、以上

享保六年 辛丑年十月日

東泉院

御勘定所

この史料で「和田村」と称しているのは、東泉院が所在する場所が、今泉村内で上和田（うえわだ）または和田と呼ばれていたためである。文政十年（一八二七）の絵図にも、「和田」と記されている。また、「別当」というのは、神社境内の寺院（神宮寺）の僧侶（社僧）、あるいはその職名（長官）の意味である。この史料では、今泉村和田に所在する東泉院が、六所浅間神社（この地は伝法村分）の別当を称しているが、後述するように（六所浅間神社も含めた）周辺の合計五か所の浅間神社の別当職をつとめていた。このような東泉院には、江戸時代の中ごろ、享保六年（一七二一）には、当時僧俗あわせて十五人、門前には四五人、合計六〇人の人々が暮らしていたことが分かるのである。

寺中・門前については、すでにこの時から一五〇年前の元龜三年（一五七二）六月十日の「東泉院当住妙樂坊」宛、武田家朱印状（三日市場浅間神社所蔵文書、『静岡県史料』第二輯、一九三一年、八四ページ、『静岡県史』資料編8中世四一四八九）に、「一寺中・門前并社人之家貳拾五間、宮大工壱人、鍛冶壱人、諸役御免之事」とあり、社人も含めて二五軒、宮大工と鍛冶をあわせると二七軒の人々が、諸役を免除された東泉院領内に暮らしていたのである。

こうした歴史からか、一般の村に比べて十数軒と小規模な東泉院の門前には、独

自に名主がいた。たとえば、寛保三年（一七四三）三月、地藏堂造作のため四十八夜を行いたい旨の「地藏堂子願主 宗心」の願書に、「門前名主 加右衛門[㊦]」と連署している。また、寛政元年（一七八九）の「（富士山）年中行事」には、

【史料4】

△富士山門前家

当時之分

甚 助 代官

清 助

幸 助 名主

半右衛門 社人

多 膳 社人

定右衛門 後家

与次兵衛

久 七

宇兵衛

清 蔵

八左衛門 後家

とあって、門前十一軒には、名主以外に代官・社人二があつたことがわかる（「当時」という言葉は、現代では過去をさすが、前近代社会では現在の意味で用いられる）。

享保六年（一七二一）は人数のみで、門前が何軒で四五人か分らないが「一軒当たりの家族数を五人とすると九軒、三人ならば十五軒であるから」、東泉院とその門前の人々という構成は、元龜三年の段階とそれほど大きな違いはないように思われる。なお、先の文政十年の地図によると、東泉院門前から城山を挟んだ反対側には、「鍛冶屋瀬古」という場所があつて、元龜三年朱印状中の「鍛冶壱人」との関連が推定され、興味深い（『駿河志料』によると、「瀬古」とは当地域の古称であるという）。

寺内惣人数に、「但シ、住持分家来共」とあるのは、【史料2】の雛形に「住持分家来ニ至迄」の文言があるためであろう。後掲の【史料8】などでは「侍并下男共二」と表現しており（これは雛形の文言にない）、東泉院には侍がいた可能性がある。近世の東泉院境内は、自由な出入りが禁じられた閉ざされた空間であり、第二の門である惣門の両脇には、「番所・供侍」と記された建物が記載されているとの指摘がある（杉山一弥「絵図にみる東泉院境内堂舎の変遷」『六所家総合調査だより』第三号、二〇〇八年六月）。これは文久二年（一八六二）の絵図であるが、今のところ東泉院を描いた最も古い元文五年（一七四〇）の絵図の同じ場所を見ると、惣門両脇に小規模な建物が描かれており、番所・供侍という施設は少なくとも

この時点まで遡ることが推定される。この地図からさらに二十年遡った享保六年に寺侍がいてもおかしくはないのである。

また、この文書には記されていないが、伝法村ではこの時、村内の東泉院領の社人の扱いについて、東泉院と村方と、どちらが扱うべきか、話し合われたようである。

【史料5】

口上之覚

一 今度寺社領反別人別御改ニ付、伝法村之内六所浅間領社人共書上之義、伝法村名主共々申来候へとも、当社人共義ハ、愚院支配故、委細此方々御勘定所へ御書上仕候、

一 右六所浅間領之義、御朱印之内妨無御座候、為其如斯御座候、以上、

富士五社別当

享保六年丑十一月

東泉院

小林又左衛門殿

この結果、伝法村内の六所浅間神社の社人は東泉院の支配下なので、「此方々」（東泉院の人数に計上し）御勘定所へ書上げるとしている。

しかし、この享保六年の人別改については、東泉院と門前の分しか残っており、東泉院の一九〇石余の朱印領にどれだけの人々が住んでいたのかはわからない。

この点については、五年後の享保十一年四月に、駿府代官小林又左衛門が、次のような廻状と雛形を東泉院などの寺院に廻しているのが注目される【史料6・7】。

【史料6】

追而穢多人別之義ハ、別紙可書出候、尤、御年貢地所持之穢多、其訳可被相記候、以上

以廻状致啓達候、然者此度諸国御料・私領、百姓・町人、寺社・山伏、僧・俗、男・女、尼等、其外之者迄茂不残様、今年六月中を限、惣人数相改書上候様、從江戸被仰下候間、案文之通無相違様、五月晦日迄三人人数御改、六月五日・六日迄之内、駿府拙者御役所江御指出可有之候、廻状早、御順廻、留り合駿府拙者御役所へ御返可有之候、以上、

午四月

小林又左衛門 印

宝幢院 印

辻之坊 印

大鏡坊 印

池西坊 印 在府故、名代ニ

留主居威光院 印

東泉院 同 断

すなわち、このたび諸国の御料（幕府領）・私領の諸身分について、六月中に総人数を改めるよう江戸（幕府）から仰せがあった。このため、五月末までの人数を案文のように記載して、六月五日・六日迄に駿府の代官小林又左衛門役所へ提出するよう命じている。

この宛名の五か寺を見ると、宝幢院は富士山本宮浅間大社（富士宮市）の別当寺院で領知一三六石（寛永十八年（一六四一）、天正十八年（一五九〇）は一三二石）、次の辻之坊・大鏡坊・池西坊は東泉院と同じく富士山の山号を有する村山三坊（富士宮市）、三坊（辻之坊九四石五斗・大鏡坊二六石六斗余・池西坊九五石一斗七升、いずれも寛永十八年）合計二一六石二斗七升余、それに朱印領一九〇石余の東泉院（富士市）である。これらの共通点は、駿河国富士郡の寺領百石以上の有力寺院で、駿府代官は幕府からの通達を郡単位で対象となる寺院へ廻したものであろうか。東泉院の寺格がうかがわれるところである。

この廻状に紙縫で結びつけられて保存されているのが、廻状の文中の「案文」にあたる次の雛形である。

【史料7】（端裏書省略）

何国何郡何村何宗何寺午五月改人別書上覚

一人数何百何十人

内

僧何拾人 但、住寺并弟子寄同宿共

何十歳以上

下男何人

何十歳以上

尼何人

何十歳以上

男何拾人 但、門前・町屋か 御朱印地百姓か

何十歳以上

女何拾人 但、右同断

何十歳以上

右之通、先月晦日迄、当寺并寺領・門前人別共相改、書上候通相違無御座候、尤、本寺か触頭か何方へも右之通書出し申候、以上、

何国何郡何村

本寺何国何郡何村

享保十一年午 月

何 寺 印判

書判

小林又左衛門殿

二 享保十一年の人別書上之覚

この案文（雛形）を元に、同年の東泉院領の人別書上が作成された【史料8】。朱印領まで含めた人別改が行われ、報告書が作成されるのは、この回の調査が初めてのものである（史料中の〔A〕）〔D〕は引用者の註で、後掲【表2】と対応している。この享保十一年午歳以降、子・午の六年ごとに定期的な全国人別改が行われるようになった。

【史料8】（端裏書）「享保十一年六月人別改差出シ扣 御代官小林又左衛門殿」
駿河国富士郡六所浅間別当真言宗東泉院午五月改人別書上之覚

〔D〕一人数千七百五拾式人

内

〔B〕
僧六人 但、住寺并弟子寄同宿共ニ 拾九歳以上
男拾人 但、侍并下男共ニ 拾五歳以上
供僧老人 不動院

社人拾人 但、社領之内住寺并弟子共ニ 日蓮宗 拾八歳以上
僧五人 法蔵寺 五十式歳

下男四人 但、社領之内住寺并弟子共ニ 日蓮宗 拾五歳以上
僧三人 蘭林寺 拾式歳以上
但、社領之内住寺并弟子共ニ 日蓮宗 拾七歳以上

下男老人 但、社領之内 禪宗 三拾歳
僧老人 但、社領之内 禪宗 光立寺 五十七歳

〔C〕
僧老人 但、社領之内 禪宗 寶珠院 六十式歳
僧老人 但、社領之内 浄土宗 淨念寺 四十六歳

下男三人 但、社領之内住寺并弟子共ニ 一向宗 拾八歳以上
僧五人 常願寺 五歳以上

女八人 但、妻子・下女共 三歳以上
下男老人 但、社領之内弟子共ニ 三拾五歳

山伏拾老人 但、社領之内弟子共ニ 拾七歳以上

〔A〕 男八百拾人 但、御朱印地社領百姓 式歳以上
女八百七拾老人 但、右同断 式歳以上

右之通、先月晦日迄、当寺并供僧・社人・山伏・社領百姓共ニ人別相改書上候通、相違無御座候、但、本寺触頭江何茂書出シ不申候、以上、

本寺山城国上醍醐報恩院

駿州富士郡六所別当今泉村

東泉院 印判

享保十一丙午年六月

小林又左衛門殿

書判

右之通六月八日駿府又左衛門殿へ相認、飛脚紋右衛門遣ス、如此案文也、
享保六年の「人数書上之覚」が幕府勘定所に宛てられたのに対し、今回の宛先小林又左衛門は駿府代官である。

総合計 まずはじめに、人数の総合計〔D〕が千七百五拾式人としめされる。一九〇石余の東泉院領に、江戸時代、一八〇〇人近い人々が暮らしていたということに驚かされる。というのも、江戸時代の通常の計算では、一石につき一人が養われると換算するからである。一九〇石ならば二〇〇人前後というのが、通常なのである（比較的余裕を持った農村の計算の場合であるが）。つぎ以降がその内訳である。

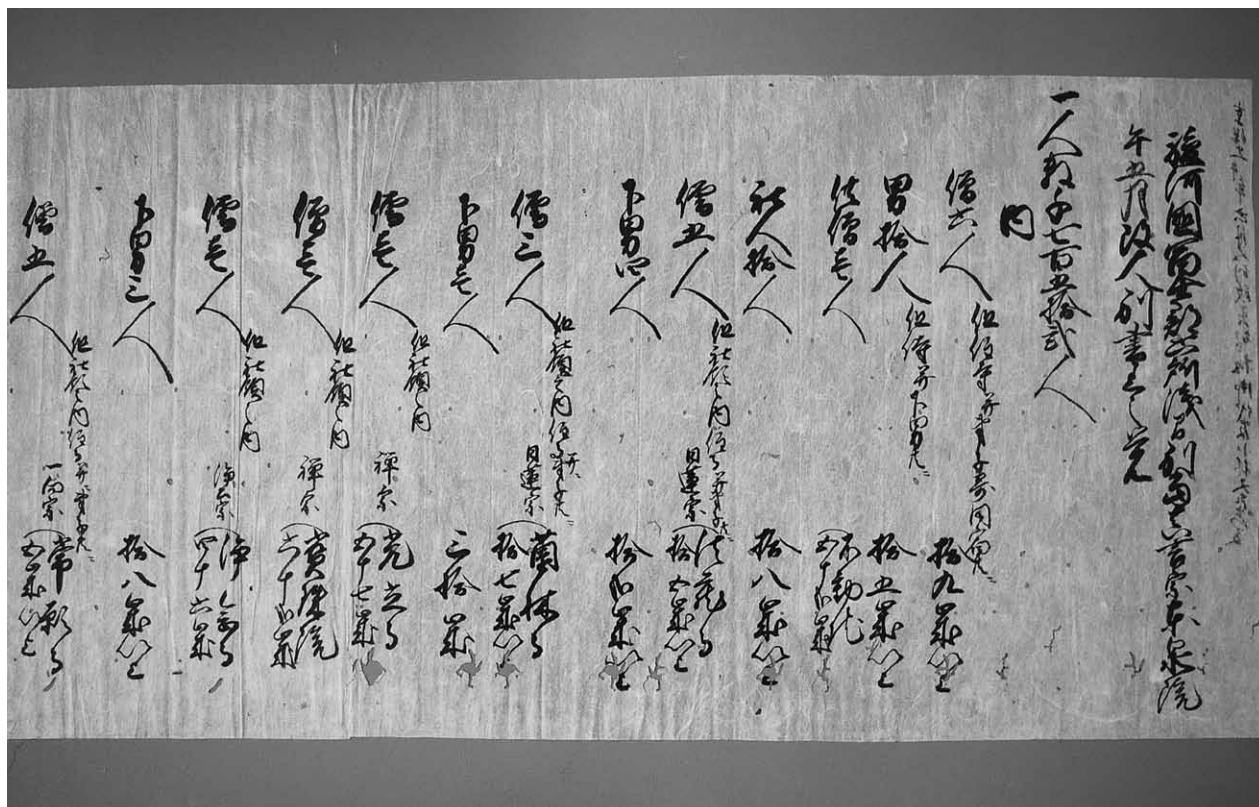
東泉院 最初から三項目分、〔B〕僧六人・男拾人・供僧老人不動院までが東泉院内の人数である。僧以外の俗人の男十人の中には、先に見た「侍」も書き上げられている。供僧（宮僧などとも表記される）というのは、神社内におかれた寺院（神宮寺・別当寺）の僧侶をさし、東泉院では、これ以降幕末まで、供僧は一院のみである。それでは東泉院とはどのような存在なのか。今後の大きな課題であるが、これまでの史料を見る限り、本来の供僧としての性格を不動院（のち仙用寺）に任せ、「別当」として社人と供僧の両者の上に君臨する存在のように感じられる。

東泉院の内部組織については、戦国末期の村山辻坊と東泉院の争論の文書（「葛山與右兵衛尉返答上」天正十三年（一五八五））に、次のように記載されている（『静岡県史料』第二輯、一六〇ページ、『静岡県史』資料編8中世四―一七八〇）。

【史料9】

（前略）

一五社拘申候別当ハ、従前之平僧にてハ不罷成候條、院主・学頭之御座候て、常ニ護摩修行候処ニ、当御代ニ罷成、女犯・肉食をいたし、五人の宮僧一人もなく、御神事時ハ麦一表、式俵にて小僧・新法師を雇ひ勤候事、御下知候哉、拙夫申所偽と被思召候者、下方年老候者共ニ御尋可有之候、同社人廿五人の所、た、



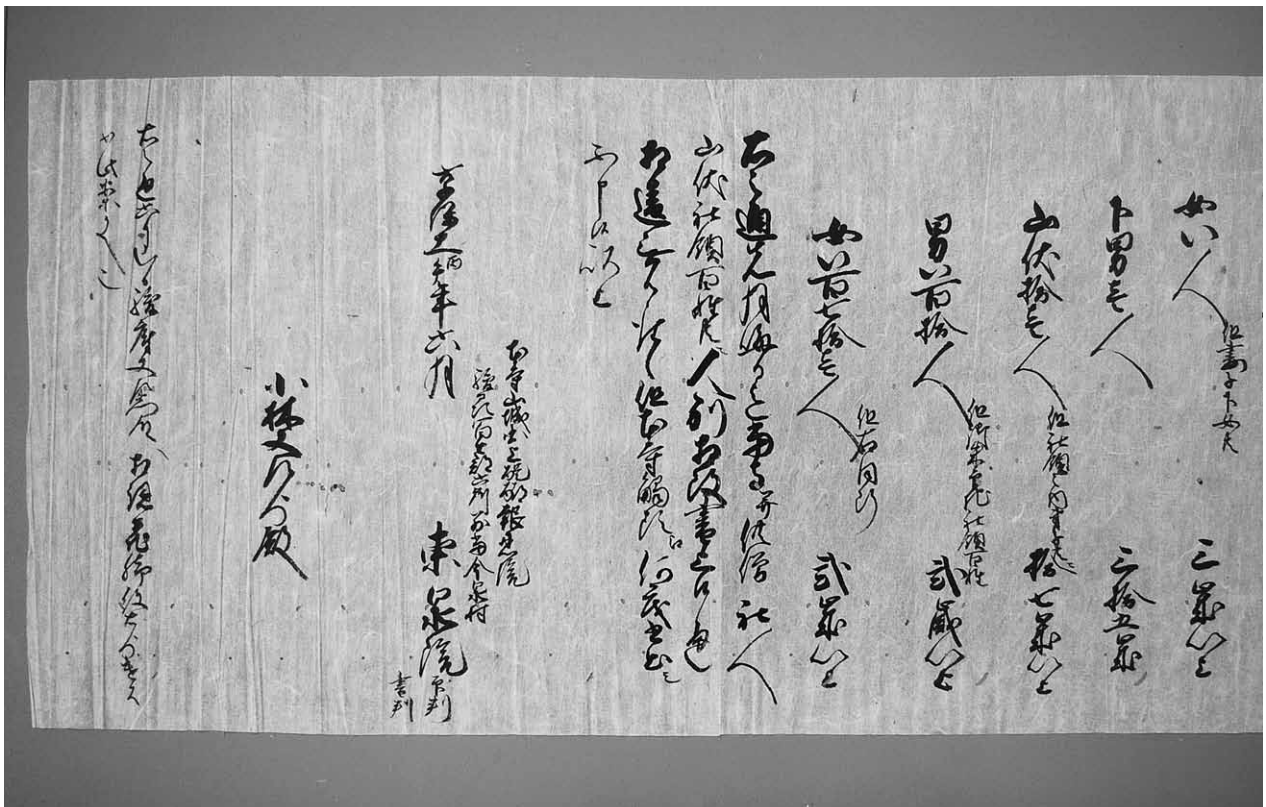
【史料8 前半】「東泉院午五月改人別書上之覚」享保11年（1726）6月

今十人御座候、残而十五人ハふそく被仕候、然上ハ、御祭礼等ハ点転候、（以下略）すなわち、五社別当は一般の僧侶が勤まるものではなく、院主と学頭及び五人の宮僧（供僧）がいて、常に護摩を焚き修行している筈のところ、東泉院の現住は女犯・肉食にうつつを抜かし、五人いるはずの供僧も一人もいない。神事の時だけ、わずかに麦の一俵か二俵で小僧か新法師を雇い、体裁を繕っている、というのである。この学僧と同じ院主に次ぐ地位であろうか、江戸時代には東泉院別当の元に、役僧（一名）という秘書官的人物がいた（教学上の役割は不明）。特に東泉院第十一世当主光盛（精海・宝暦九年遷化）の元で地押しや大名など来客への対応、東泉院の記録作成など多方面で辣腕を振るつた智勤（賢盛）はその代表であろう（歴代の数え方は「中古以来代々靈簿」による）。彼はこの後光盛の跡を継ぐことになっており、歴代の記録には光盛の後住第十二世と記録されているが、実際は光盛よりも先に宝暦七年（一七五七）に病没している。この他、東泉院の年貢収納など経済的な運営に携わつたと思われる「東泉院納所」三名や、四名の「東泉院中間（ちゅうげん）」の存在も確認できる（元文五年「二七四〇」誓詞など）。

これ以外に、東泉院内には下女などの女性がいた可能性を検討すべきであるが、近世の東泉院は女人禁制の聖域であり、明治八年（一八七五）になって初めて女性（文久元年「一八六一」生まれ）が大門・惣門・屋敷前の三つの門をくぐつたという証言もあり（松田香代子「六所家主屋に残された御霊屋」『六所家総合調査だより』第七号、二〇一〇年八月）、その可能性は低い。また、江戸時代の僧侶は原則として肉食妻帯を認められていなかった。万一、女性との関係が発覚した場合は「女犯」として遠島や死罪にあたる重罰が適用される場合もあった。東泉院の関連史料を見る限り、少なくとも公的な人数調査には、特定の宗派を除き、女性の存在は見られない。後の「C」の寺院についても同様である。ただし、東泉院の年中行事である祭礼の史料には、「御子」「ミニ」の記載があり、神子＝女性が祭礼の一端を担っていたと思われる（なお、社僧一般は妻帯が認められていたようである）。

続く四項目目の「社人拾人」以降、「山伏拾壺人」まで「C」が、東泉院の領知内の宗教者・宗教施設である。

社人 まず社人拾人であるが、これは東泉院が別当であった浅間神社五社の社人と考えられる。すなわち、①日吉浅間神社（富士郡善徳寺村に所在、善徳寺村は寛文二年に今泉村と改名）、②瀧川浅間神社（原田村）、③今宮浅間神社（今宮村）、④富知六所浅間神社（伝法村）、⑤入山瀬浅間神社（入山瀬村）の五社である。番号は、五月に行われる流鏑馬の祭礼の順番である。時代は下るが、文政二年（一八一九）正月の東泉院常夜燈献納方未熟一件についての社人の請書の署名を見ると、



【史料8 後半】「東泉院午五月改人別書上之覚」享保11年（1726）6月

【史料10】

三日市場	佐野 数馬 ^印
同	佐野 式部 ^印
同	遠藤 新三郎 ^印
同	鷹野 元右衛門 ^印
同	小糸 藤太 ^印
同	小糸 左近 ^印
同	小糸 宗次郎 ^印
和田	杉浦 左京 ^印
同	石川 民部 ^印
今宮	川口 記内 ^印
同	勝又 内記 ^印
同	渡辺 彦左衛門 ^印

とあつて、社人連名には三日市場（伝法村内）と和田（今泉村内、先の門前と思われる）及び今宮村の三か所の地名が見え、社人の住居は少なくともこの三か所であったようである。先の中世末Ⅱ近世初頭の史料【史料9】では、東泉院の社人は本来二五人いるはずであるが、今は十人しかおらず、十五人不足しているといっている。【史料9】が東泉院を批判する立場から書かれていることを承知しておかなければならないが、五社にそれぞれ五人ずつ位の社人がいたことになる。この点は、今後、他の史料で検討する必要がある。

ただし、ここで注意しておかなければならないのは、社人は近世では家族を形成しており、【史料8】に書かれている数字は、あくまでも社人の当主の人数であるということである（すなわち、この【史料8】には、一般の百姓の人数と社人など戸数の数字が併存しているのである、後掲、「表2」の安永九年の二通りのデータの存在がそのことを示していると思われる）。明治二年（一八六九）の社人の書上を「表1」に示した。この時の社人とその家族は九軒・四四人である。明治のはじめとはいえ、一般の百姓はまだ姓を名乗ることができない時代である。社人は姓を名乗り、各浅間神社の神事・諸行事を担当したものだと思われる。社人が姓を名乗っている比較的古い史料は、享保十二年（一七二七）十二月の「覚」である。この時の社人は、三日市場神主高野求馬・佐野靱負・佐野金右衛門・小糸次郎右衛門・小糸与五兵衛・小糸善右衛門・遠藤彦左衛門の七名と、今宮の渡部弥兵衛・川口友右衛門・勝亦八郎右衛門の三名、合計十名である。

それでは、別当の東泉院と社人との関係は、どのようになっていたのだろうか。

〔表1〕 富知六所浅間神社社人人口改
明治2年8月

番号	社人名	家族	男	女
1	小糸平九郎(51)	4	2	2
2	小糸祥三郎(42)	9	3	6
3	川口祭十郎(24)	5	2	3
4	渡部衆七郎(53)	3	1	2
5	高野建雄(43)	6	4	2
6	小糸億平(55)	3	2	1
7	遠藤新三郎(23)	4	2	2
8	佐野静喜(40)	5	4	1
9	勝又保作(34)	5	3	2
合計	家数9軒(年齢)	44人	23人	21人

明治2年(1869)8月「社人人口御改帳」より作成

今後明らかにすべき重要な課題である。

六か寺 社人に続く法蔵寺(日蓮宗)・蘭林寺(日蓮宗)・光立寺(禅宗)・寶珠院(禅宗)・浄念寺(浄土宗)・常願寺(一向宗)の六か寺が、東泉院領内に所在した寺院である。東泉院と同じ真言宗の寺院は存在しない。また、一向宗常願寺には、これまでの寺院と異なって妻子や下女の記述があるが、これは一向宗浄土真宗の特色である。宗祖親鸞が妻帯し、子供をもうけたように、それが人間本来の姿として認められ、浄土真宗の寺院においては、このように妻子や下女の記載があるものと考えられる。東泉院領の百姓はこれらの寺院の檀家であった。これらの寺院以外を檀家とする百姓もいた。しかし、東泉院はこのような領内外の百姓の檀家寺となる寺院ではなかった。すなわち、古義真言宗の寺院である東泉院は、その領知の中に一七〇〇人余の領民を抱えていながら、筆者の見る限り、一人の百姓の檀家寺でもなかったようなのである。一方、社人については、どの寺院の寺請けも行われていないようなのである。この社人の葬儀(神葬祭か否か)についても、今後より明確にしなければならない課題である。

山伏(C)の最後の行に、山伏が十一人と書き上げられている。中世における富士山村山口と東泉院との関係を想起すると、東泉院領における十一人というまとまった数の山伏の存在は重要である。中世後期の「東泉院は富士山表口を管轄する富士山興法寺(村山修験)の勢力に連なって活動する修験者であったと考えられる。」という指摘があるからである(大高康正「中世後期から近世初頭における東泉院支配の推移」『六所家総合調査だより』第七号、二〇一〇年八月)。

しかし、これらの山伏が、江戸時代の東泉院で、どのような役割をになっていたのかは、いまだ明確ではない。これらの山伏は、どこかに集住していたのか、別々

に暮らしていたのか、あるいは柴燈護摩〔真言系〕(天台系)では採燈護摩と表記)などの宗教行事を行う時のみに連携して事に当たったのか、知りたいところである。なお、明治二年(一八六九)三月の史料によれば、東泉院領には、聖護院を本所とする本山派の今宮村吉祥院と、三宝院を仰ぐ当山派の一色村青柳院という、両派の山伏がいたことがわかる。

社領百姓 人数書上の最後の二行(A)が「御朱印地社領百姓」である。男女合計すると一六八一人となる。東泉院領内の九六パーセントが百姓であったことになる。ただ、ここで注意しておきたいのは、東泉院という別当寺院の領知(朱印領)が、【史料8】では一貫して「社領之内」あるいは「御朱印地社領百姓」と、東泉院は自己の領知のことを「社領」と表記していることである。このことは、別稿で考えたいが、近世社会において、東泉院がどのような存在と見られていたのか、を知らず手掛かりとなるものと思われる。神仏習合の時代に、五社浅間神社の別当寺院であった東泉院の意識を示すものであろう。

以上、【史料8】作成にあたっては、各々の寺院や村々から領主である東泉院に人数書上が行われ、それを東泉院がまとめて代官小林又左衛門に提出したのである。

三 大宮浅間神社別当宝幢院との比較

このような東泉院の二回的人数調査に対し、比較の意味で、同じ富士郡の別当寺院である宝幢院(大宮浅間神社別当)の事例を次に掲げたい。

【史料11】

人数書上之覚

駿河国富士郡大宮

本宮浅間別当

真言古儀^(義)

宝幢院

一寺内惣人数 九人

一供僧惣人数 九人

一門前人数 式拾六人

内 拾壱人 男

拾五人 女

但シ、当丑年之改帳を以、二歳以上古書記差上申候、以上、

享保六辛丑年十月日

宝幢院印

御勘定所

この史料も、先の【史料2】の雛形から作成されたことがよく分かる。宝幢院の特色は、門前の百姓の人数が若干少ないものの、供僧が九人と、東泉院に比べて多人数であることである。また、この史料の記載から、東泉院書上の終わりから三行目の「子歳分書記」というのは、享保六丑年の前年の子年生まれ（数えて二歳）の子供から人数として数え上げているという意味であることがわかる。

同様に、宝幢院でも享保十一年に人数書上が行われている。

【史料12】

駿河国富士郡大宮本宮浅間別当真言宗宝幢院午五月改人別書之覚

一人八拾四人

内

僧九人 但、住寺并供僧弟子共二

拾壹歳以上

男九人 但、侍并下男共二

拾三歳以上

男三拾人

但、門前并御朱印地百姓共二、

内式人下男 式歳以上

女三拾六人

但、右同断、内三人下女

三歳以上

右之通、先月晦日迄、当寺并供僧・寺領門前百姓人別共相改書上候通、相違無御座候、以上、

本寺紀州高野山宝性院

駿州富士大宮本宮浅間別当

享保十一年午六月

宝幢院 印判 書判

小林又左衛門殿

東泉院も宝幢院も、いずれも富士山南麓に所在し、浅間神社の別当寺院として百石以上の朱印領を有する、中世以来の伝統と格式をあわせ持つ寺院である。享保六年段階の寺内や門前の人数は、東泉院は寺内十五人・門前四五人、宝幢院は寺内・供僧合わせて十八人・門前二六人で、両者それほどかわりがない。しかし、享保十一年の調査によつて、一九〇石余の朱印領が六か村にまたがっている東泉院領には一七五二人という大人数の人々が暮らし、それらの人々の領主として東泉院がその上に君臨していた。一方、大宮浅間神社という大社の別当寺院であつた宝幢院は、一二三石（寛永十八年の文書では一三〇石余）という寺領を有しつつも、駿河国一之宮である大宮浅間神社という大社の「供僧」として、東泉院よりも多い九人を有し、残りの男女六六名のうち（享保六年の二六名の門前百姓の人数が享保十一年もあまりかわらないものとして同数を引くと）寺領には四〇名ほどしか百姓がいらないことになる。また、宝幢院はオールコックの富士登山にあたり富士宮での休憩所をつとめるなど（梶山

沙織「幕末異人の富士登山」『人はなぜ富士山頂を目指すのか』しずおか文化新書1、二〇一一年）、駿河国一宮である大宮浅間神社という大社の中で、開放的な役割を果たしたようにも見受けられる。この点は、今後とも慎重に他の史料からも宝幢院の役割やその領知について検討しなければならないが、現時点では、享保十一年段階で、一七五二人の東泉院領と、四〇名前後の宝幢院領の百姓数は大きく相違していることがうかがえるであろう。それは何故だろうか。この点については、次節で東泉院の戸口の変遷を見たあとで、再度考えてみたい。

四 東泉院領の人口動向

こうした【史料8】のような形式の人数書上は、これ以降も六年ごとに作成されたものと思われる。東泉院文書の中に、「七年廻り人数改証文」・「七ヶ年目人別改」などとしてあるのがこれで、七年目ごと（六年間隔）にめぐってくる人別改として意識されていた。この戸口調査は、以後十二支のうち子年と午年に固定されて継続された。このため、午年である享保十一年から幕末の最後の子年である元治元年（一八六四）まで、合計二四回調査が行われたと思われる。しかし、残念ながら現在東泉院文書中に残っているのは、享保十七年など十年分のみである（表2）。特に安永九年（一七八〇）以降天保五年（一八三四）迄、十八世紀末から十九世紀初頭の五四年間のデータが不明であり、この点は東泉院領全体の動向を考える上で痛手である。今後史料の探索を続けたい。

しかし、（現時点で判明する限りのデータとして）この表を見ると、まず「A朱印領内戸口」では、①東泉院領一九〇石余には、江戸時代を通して一八〇〇人から一一〇〇人程の相当多数の領民が存在した。②その人数は、江戸時代中期の享保十一年（一七二六）から幕末の元治元年（一八六四）にかけて三分二以下に減少している。これは、駿河国全体の人口動向が、ほぼ同時期に増加傾向をみせていることに対し（享保六年（一七二二）二四万五八三四人、途中増減をみせつつ、弘化三年（二八四六）二八万六二九〇人、速水融『国勢調査以前日本人口統計集成』、異なる傾向をみせている。③その理由は、今後明らかにしてゆきたいが、東泉院文書の中には、江戸時代中期以降、領民（時には社人も）の欠落（出奔）が少なからず見られる。これは東海道や根方街道といった交通の要衝に隣接していることと無関係ではないであろう。「出奔」という非合法の手段でなくとも、奉公や棒手振り・行商のような小規模の商いに村外に出る者もいただろう。④それは、表中の「作馬」とされる馬の数とも関連する。馬は農耕に使用されるのももちろんであるが、駄賃稼ぎとして街道を往来する人や荷物の運搬に活用されたことと思われる。特に、江戸時

〔表2〕東泉院朱印領内の人々

年 代		A 朱印領内戸口					B 東泉院内戸口						C 東泉院朱印領内の宗教者										D
年号	西暦	家数	人数	男	女	作馬	僧	俗	寺中泉 光院僧	寺中快 玄坊僧	供僧仙 用寺僧	小以	社人男	山伏	法蔵寺 僧	園林寺	浄念寺	宝珠院	光立寺	常願寺	小以	総計	
享保6	1721						5	10				15											
享保11	1726		1681	810	871		6	10			1	17	10	11	9	4	4	1	1	14	54	1752	
享保17	1732		1694	839	855		7	10			1	18	11	5	8	2	1	1	3	32	1714		
元文3	1738		1697	844	853		5	10			1	16	12	5	8	2	1	2	3	3	36	1721	
延享元	1744		1526	755	771		5	10			1	15	12	5	7	2	1	1	4	33	1575		
宝暦6	1756		1585	740	845		6	14			1	20	13	5	7	2	1	1	3	33	1585		
安永9	1780		1417	725	692		5	14			1	20	13	5	4	2	1	0	0	4	29	1466	
安永9	1780		1417	725	692		5	16			0	21	57	3	△22						82	1546	
天保5	1834	298	1173	609	564	87	5	12	1	0	1	*17	13	2	2	3	0	0	0	4	24	1216	
弘化3	1846	239	1037	529	508	94	5	12	1	0	1	19	13	2	4	1	0	0	0	5	25	1081	
嘉永5	1852	246	*1034	518	514	100	5	12	1	0	1	19	13	2	4	1	0	0	0	5	25	1078	
安政5	1858	265	1070	520	550	80	5	12	1	0	1	19	12	2	5	1	0	0	0	5	25	1114	
元治元	1864	265	1055	537	518	70	5	10	1	0	1	17	9	2	4	2	0	0	0	4	21	1093	
明治2	1869	248	1090	556	518	88							9										

*は計算違い、△は他の寺院3か寺との合計、1780年は2通り残っている。享保6年・明治2年は判明するデータのみ記載。
安永9年と天保5年の間の空欄は、54年間のデータの空白期間を示す。供僧は享保11年のみ不動院。

代後期になるにしたがい、東海道をめぐる交通量は増加し、吉原宿を初め周辺の村々には助郷役という重い人馬の負担がのしかかっていた。ところが、東泉院や村山三坊の朱印領には、その助郷役がからないという特権があった（幕末の最後までこの特権が守られたかどうかは確認できていないが、少なくとも天保七年（一八三六）十月までは、助郷役の村々の中に中野村・二色村など朱印領村々の名前は見えない、『吉原市史』上巻、八一七ページ）。これは、駄賃稼ぎにとつて、大変有利であった。

⑤天保五年（一八三四）の数字を見ると、一一七三人で二九八軒であるから、一軒当たり三・九四人、約四人となる。これ以前の戸数は記載されていないが、例えば元文三年（一七三八）の一六九七人の一軒当たりの家族数を五人とすると二三九軒、一軒当たりの家族数を四人とすると四二四軒となり、このころの東泉院領には確実に三百軒以上の戸数があったと考えられる。⑥一方、男女数を比べると、享保十一年（一七二六）から宝暦六年（一七五六）まで女性の人数が多いという特殊な状態であったが、安永九年以降は男性数が女性数を上回るようになる（安政五年（一八五八）のみ例外）。こうした男女の構成比を左右する理由も考えなければならぬ。

次に、目を「B東泉院内戸口」に転ずると、⑦先の天正十三年（一五八五）と推定される【史料9】にあった院主・学頭と五人の供僧という体制は、（供僧は一人だけになっているものの、僧全体が五人という）数はほとんど変わらないといつてよいだろう。寺中の快玄坊・泉光院や供僧が江戸時代に具体的にどのような役割を果たしていたのか、知りたいところである。

「C東泉院朱印領内の宗教者」については、⑧社人と山伏の数の変化が対照的である。社人は幕末には九人と若干減少するが、江戸時代中期以降、十数人でほとんど変動がない。これに対し、山伏は享保十一年と十七年の間に六人減少し、安永九年頃に三人、さらに十九世紀には二人となって幕末をむかえている。社人も山伏も東泉院にかかわる儀礼ではそれぞれの役割を持っていたものと思われ、富士山の山号を有し、村山や富士宮の浅間大社とも関わりを持っていた東泉院にとって、山伏の人数の減少は注目すべきである。これ以外の朱印領内の寺院の変化としては、法蔵寺・園林寺・常願寺をのぞいて、十八世紀末以降無住が目立つ。これは朱印領全体の人数の減少とかかわるのか、周辺の村々の寺院の動向とも比較しつつ、考えてみたいところである。

これらの合計が、「D総計」となる。先にも指摘したが、Cの社人の数は当主のみで、安永九年に二通りのデータが残っているように、家族を入れると数十人前後の誤差はすぐに現れることになる。江戸時代の統計を利用するにあたって、自戒すべき点であると考えている。

おわりに

それでは、一九〇石余の東泉院領に、何故千人をも超える人々が暮らしていたのだろうか。最も多い享保十一年では一七五二人であった。社人の家族を併せれば、一八〇〇人にも達していたであろう。この問題に答えるのは、簡単ではないが、その理由の一つは朱印領の石高にあると考える。次に明治元年の史料を掲げる。

【史料13】

駿河国富士郡富士神社六所浅間神領

一高六百九石七斗四升四合

現米拾八石壹斗七升七合壹夕 正米納

同百貳拾八石八斗八升貳合 買納

代永七百九拾貳貫四百九拾壹文八分五厘

元治元子年令

明治元辰年迄五ヶ年

定免平均高壹石二付

免壹つ八分九厘九毛

一諸税合

永百貳拾貳貫八百貳拾四文九分六厘

錢四拾四貫三百貳拾文 但し、元治元子年令

明治元辰年迄

五ヶ年平均

一人口合九拾七人内 男四拾六人
女五拾壹人

一色村

此戸数貳拾五軒

一人口合貳百四拾人内 男百拾六人
女百貳拾四人

神戸村

此戸数五拾三軒

一人口合貳百五人内 男百七人
女九拾八人

今宮村

此戸数四拾貳軒

一人口合四百四拾四人内 男貳百三拾三人
女貳百拾壹人 中野村

此戸数百六軒

一人口合（無記載）

伝法村之内

三日市場

此戸数

一人口合四拾貳人内 男貳拾貳人
女貳拾人

今泉村之内

和田

此戸数九軒

都合 合

内

男

女

戸数

一番非人人口合拾八人内 男拾人
女八人

但し、六ヶ村之内

此戸数四軒

右之通相違無御座候、以上

これは明治元年の東泉院領の年貢・戸口などの書上である。残念ながら伝法村三日市場分の記載がないので、別のデータで人数や村ごとの石高を補うと、「表3」のようになる。先ず石高を見ると、朱印領の石高（慶長石高）は慶長九年（一六〇四）以降江戸時代の末まで変わらないのであるが、明治元年（一八六八）の石高は約三倍の六〇〇石余に増加している。各村の増加石高は、伝法村三日市場・今泉村和田の合計の四六石余を除けば、いずれも五〇石を越え、最大の一色村では一三〇石近くに及んでいる。一色村は慶長の村高に比べると、十倍近くにも増加しているのである。最も倍率の小さい中野村でも、一・八倍とほぼ二倍といってよい。

このことは、近世初頭に朱印領が六か村にまたがって与えられたことのメリットといつてよい。たしかに、三日市場や和田のように、千石や三千石を越えるような大きな村の一部の領知でも増加は見られる。しかし、中野村・一色村・神戸村・今宮村の四か村のように、たとえ当初の村高は小さくても、独立した個々の村の方が増加の割合や石高は断然大きい。江戸時代二六〇年間の百姓達の努力によって、耕地が広がり、収獲が増加し、村の戸口が増え、さらに耕地の拡大が図られるのである。

勿論、領主である東泉院も、ただ手をこまねいては、年貢収入は増えない。百姓達は嫌がるが、地押しと呼ばれる検地を繰り返し、その増加分を石高（朱印高を大名の表高とすれば、検地の結果は実高）として把握し、年貢のなかに繰り込んでいったと思われる。その結果が、明治元年段階での浅間神領高六〇九石七斗四升

〔表 3〕 東泉院領の石高増加

番号	村名	東泉院朱印領村高の増加（石）				戸数・人数（明治元年〔1868〕）			
		慶長石高	明治石高	増加石高	倍率	戸数	人数	男	女
1	中野村	96.132	173.183	77.051	1.8	106	444	233	211
2	一色村	14.787	143.224	128.437	9.7	25	97	46	51
3	神戸村	18.770	75.968	57.198	4.0	53	240	116	124
4	今宮村	18.041	126.339	108.298	7.0	42	205	107	98
5	伝法村 （三日市場）	30.000	*91.03	*46.57	*2.0	12	57	30	27
6	善徳寺村 （今泉村〔和田〕）	14.460				9	42	22	20
	合 計	192.190	609.744	417.554	3.2倍	247戸	1085人	554人	531人

*は伝法村（三日市場）と今泉村（和田）の合計、明治石高と戸数・人数は明治元年（1868）の数字、伝法村（三日市場）の戸数・人数のみ明治2年の数字

四合なのである。筆者の知るある寺領の村では、江戸時代初期に一度検地を行ったきりで、それ以後一度も本格的な検地の実施されない場合も存在している。また、幕領などでは、江戸時代初頭の天正・文禄・慶長期に一度、江戸時代前期の寛文・延宝期頃に一度、この二回だけ本格的な検地を行い、あとは随時小規模な新田検地で増加分のみをできるだけ把握するというやり方の場合が多い。これは江戸から離れた幕領を、代官所のごく小規模の人員で支配することが多く、なかなか本格的な検地を行うことができないのも実状であろう。

これに対して、朱印領の村方近くに居住している東泉院は、領知の把握については、武力こそ持たないものの、中世の在地領主並にきめ細かい支配を行った可能性がある。東泉院による年貢収納の実際についても、これから調査研究を及ぼす必要があるとおおいにあるのである。

これまでの先行研究では、一色村の村高の増加を、東泉院による文化四年（一八〇七）の新田開発の結果であるとしている（「一色村」の項、「神戸村」・「今宮村」の項も同様、歴史地名大系22『静岡県地名』平凡社、四二八～四二九ページ）。これは先学が、利用できる史料の少ない厳しい条件の中、大変苦勞をして考察された結果であり、尊重しなければならないが、東泉院文書を研究する機会を与えられた我々は、さらに調査研究を深める必要がある。現時点で筆者の知ることができたのは、東泉院領では、慶長検地以降、寛文二年（一六六二）一四〇石四升二合、延宝四年（一六七六）四石九斗九升六合、元禄七年（一六九三）十一石四斗九升七合、宝永四年（一七〇七）五石四斗八升七合、享保三年（一七一八）二四石四斗四升四合、各年合計一八六石四斗六升六合にものぼる石高の増加が把握されていた（寛保

元年〔一七四二〕「村々慶長元高并寛文以後改高之覚」。これに慶長九年（一六〇四）の朱印高（実際は一九二石一斗九升のうち、有高は四石一斗一升一合が不足していたので、一八八石七升九合）を足すと、三七四石五斗四升五合となる。【史料8】の人口調査の際、東泉院朱印領の実際の石高は慶長九年の約二倍となっていたのである。これ以降も東泉院による朱印領の石高把握は続く。東泉院文書の中では元文六年（一七四一）の地押し（検地）が、特に多くの関連史料を残している。その結果が明治初年の六〇九石七斗四升四合となったものと思われる。

このような東泉院朱印領内の石高の増加が、享保十一年（一七二六）段階での領内戸口一七五二人の背景にあったものと思われるのである。

勿論、前近代社会の人口動態については、自然災害や農業技術の進歩、交通や風土など地理的環境、領主の政策と地域の経済発展など多様な要素を検討してみなくてはならない。本稿では、石高の増加という一点のみからの分析にすぎないことをお断りしておかなければならない。

それでは、同じ富士郡の別当寺院である宝幢院（大宮浅間神社別当）領の場合はどうであつたろうか。宝幢院は室町幕府六代將軍義教以来の文書を有する古刹である。寛永十八年（一六四一）の朱印状によれば、その一三六石余の朱印領は、大宮郷（九九石余）・阿幸地村（二三石余）・源道寺村（十四石余）の三か村にまたがり、それぞれの村は富士浅間社（富士山本宮浅間大社）及びその公文・案主と相給であつた。また、天和三年（一六八三）八月九日の「幕府裁許状」覚によれば、大宮浅間大社の大宮司と別当宝幢院とは「可為牛角之職分事」と規定され、社中の仕置は善悪大小によらず、すべて大宮司・宝幢院・公文・案主の四役が列座対談の上沙汰をするよう申し渡されている（『静岡県史料』第二輯、一四一ページ）。このように宝幢院領は各朱印領村々が複数領主による複雑な支配のもとにあり、村方の側も一つにまとまって耕地の開発を行うことは、東泉院領に比べて難しい要素があつたようにも思われる。宝幢院領の戸口については、現在判明しているのは享保期のデータのみであり、今後それ以降の動向を比べる必要があるに大いにある。

宝幢院と東泉院は、富士郡の浅間神社の別当という同じ立場であり、享保期の人別調査の宝幢院の史料が東泉院文書の中に残っているように、互いに情報交換を行っていたことが窺える。しかも同じ古義真言宗の寺院として、互いの葬儀の際、葬列に加わる役割を担ったようである（現時点で確認できたのは幕末の一事例だけであり、今後他の時期も確認する必要がある）。この二つの別当寺院を比較することも、東泉院を研究する上で重要であると考ええる。

（六）所家総合調査委員・東京都立航空工業高等専門学校教授

護持院隆光と月輪院精海

大高 康正

東泉院歴代住持の中で、第十代に数えられている精海しゅうかいの事跡について、「東泉院代々住持帳」（六所家旧蔵資料）に大和国添上郡五条村の出身、宝永元年（一七〇四）十二月七日に東泉院に入寺し住持を六年つとめ、宝永六年（一七〇九）十月十三日に五十八歳で死去したと記されている。

また精海が亡くなった場所は、何故か長崎県長崎市であり、その時刻が未刻（午後一〜三時頃）だったとも伝えている。この点について「東泉院代々住持帳」では、精海の長崎行は宝永四年（一七〇七）に「成満院隆光前大僧正」を頼つてのものであったと記されるのみであるが、次の第十一代光盛がまとめた「東泉院代々記録」（六所家旧蔵資料）の精海に関する項目では、さらに詳細に記されている。

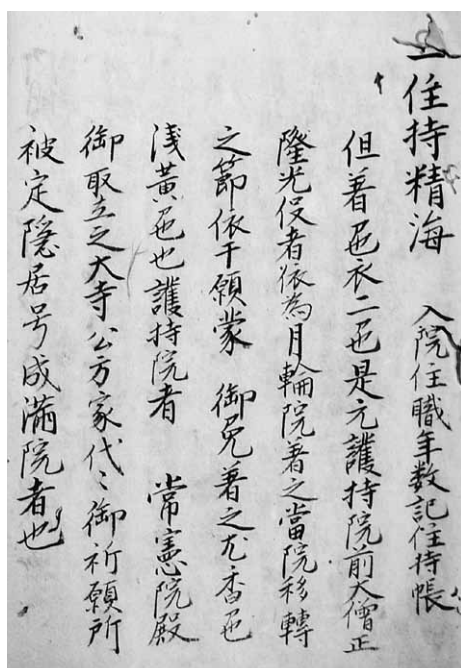
精海は宝永四年三月に江戸へ参府の際、成満院隆光大僧正を頼っており、そして同年四月上旬に長崎の大徳寺を訪れる。精海は隆光を通じて、幕府から大徳寺建立のため同地に御朱印領を新たに寄附されており、またこれまでの境内が狭小のため寺地も所替してもらったようである。そしてそのまま長崎の大徳寺に居続けていたようで、結局同五年十二月中旬に発病し、翌年十月十三日に死去する。その時刻は「未上刻」（午後一時頃）で、長崎の延命寺の寛雄が引導を行ったと記されている。

実は精海が東泉院を離れ長崎の大徳寺へ行っている間は、東泉院では様々な出来事が起こっていた。宝永四年十月四・五日は大地震が起こり、東泉院でも堂舎が破損を被っており、さらに同年十一月二十三日には富士山が噴火している。東泉院は富士山本宮浅間大社、富士山村山興法寺とともに幕府から富士山鎮火の祈禱きとうを命じられている。同五年十二月十四日には吉原の町で火事があり、境内の子安地藏堂門前まで類焼する程の規模の火災だったよう

である。同六年一月十日には將軍徳川綱吉が死去しており、その法事における納経拝礼、さらに將軍代替わりの継目朱印状の発給、御礼もつとめねばならなかった。この非常に慌ただしい中で住持の精海は東泉院を不在、または病氣にて長崎を離れることが出来ずに役目を果たすことができなかった。この間の東泉院は、次の住持になる光盛が代役をつとめあげたことで乗り切っていたが、そもそも何故、精海は長崎の大徳寺に行かなければならなかったのか。そして彼を長崎へと導いた成満院隆光と精海との関係はどのような繋がりがあったのか。本稿ではこの点を中心に明らかにしていきたいと思う。

精海が東泉院に入寺した時期は、宝永元年十二月とある。その時既に彼は五十三歳になっていたはずである。歴代住持帳における入寺の時期は、あくまでも住持として入寺した時期であって、それ以前より既に東泉院内にいたという可能性も考えなければならぬが、精海の場合はどうやら入寺の時期以前に東泉院にはいなかったようである。それでは、それ以前の精海の経歴はどのようにたどれるのであろうか。

この点はず「東泉院代々記録」の精海項に注目すべき記載がある。関連部分の写真を掲載する〔写真1〕。



〔写真1〕「東泉院代々記録」精海項の冒頭部分

精海は「色衣二色」（香色・浅黄色）の法衣を着していたようであるが、これは護持院前大僧正隆光の役者（奉行として住持を支える役僧）月輪院が着すことを許されていたもので、月輪院が「当院移転」の際にそのまま着すことを免許された、とある。つまりここから精海は、もとは護持院隆光の役者月輪院であつて、月輪院から東泉院に移ってきたことがわかる。また護持院についても、常憲院（徳川綱吉）の取り立てによつて大寺となつて、將軍家代々の御祈願所に指定されたともある。この護持院の隆光が隠居後に成満院と号したことがわかる。

護持院隆光は、徳川綱吉に生類憐みの令發布を勧めた人物とされていたが、現在はこの説は否定的になつており、彼の事跡は本人が残した日記で貞享三年（一六八六）から宝永六年（一七〇九）の間は追うことができる（史料纂集『隆光僧正日記』第一・二・三、続群書類聚完成会、一九六九・七〇年）。

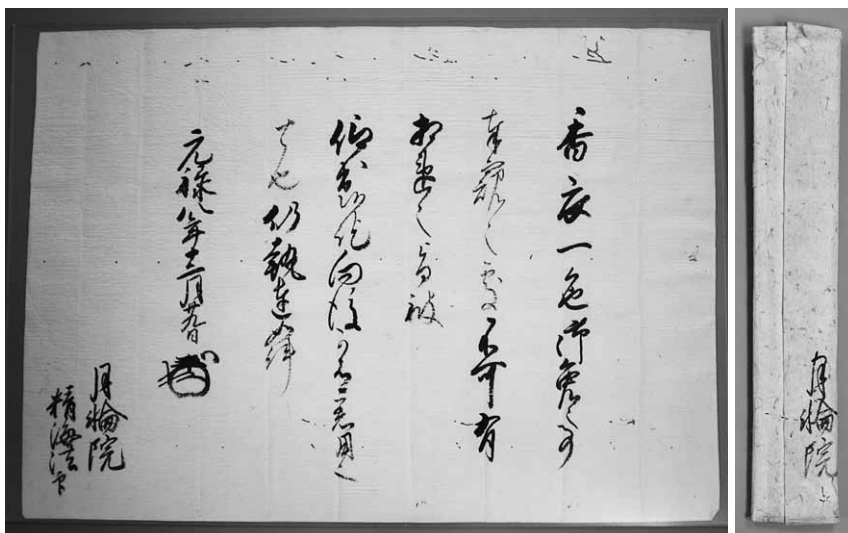
隆光の経歴を整理すると、慶安二年（一六四九）二月八日に大和国で生まれ、長谷寺・唐招提寺、醍醐寺などで修行をし、貞享三年に徳川綱吉の命で將軍家の祈願寺である筑波山知足院の住持となる。その後綱吉の庇護により元禄元年（一六八八）には知足院を江戸神田橋外に移し、元禄八年（一六九五）には知足院を護持院と改め自らは大僧正になる。宝永四年には成満院を創建するが、宝永六年の綱吉死去後に庇護者を失い、大和国へ帰郷し、享保九年（一七二四）六月七日に亡くなっている。

さて、隆光が神田橋外に境内を構えた護持院には、日輪院と月輪院という役者がいた。護持院の表門側に日輪院、裏門側に月輪院が位置している。この両役者が護持院においてつとめていた際の公用日記も存在しており、特に享保二年（一七一七）に護持院が大塚に移動するまでの神田橋外に存在した期間については、近年活字翻刻され公開されている（史料纂集『神田橋護持院日記』、八木書店、二〇一〇年）。

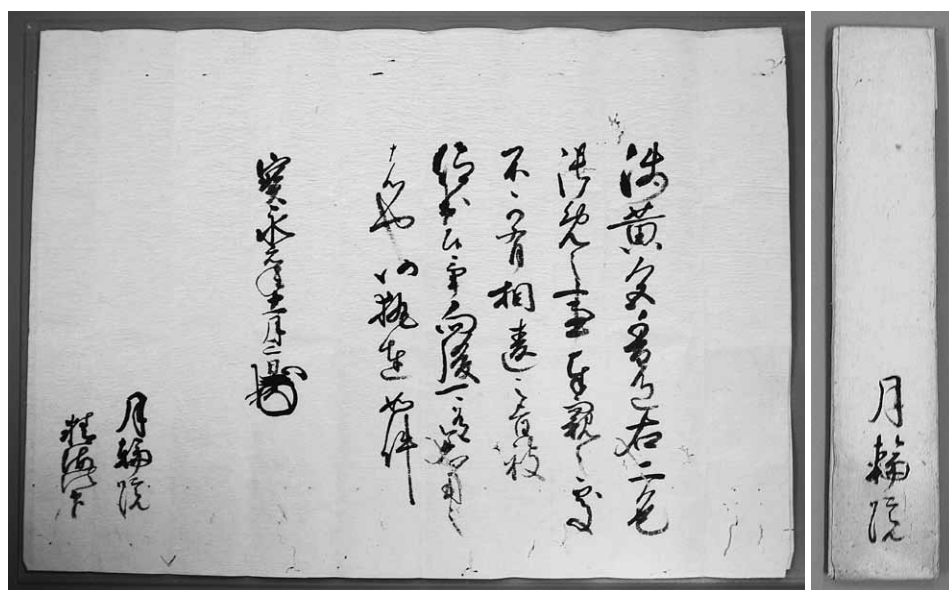
この公用日記の記主として、元禄十五年（一七〇二）の「万覚」は月輪院

時代の精海が記したものと考えられている。精海は元禄七年（一六九四）正月の時点では護持院寺中の大聖院住持をつとめており、同九年十月には月輪院精海として確認できる。また宝永二年（一七〇五）の「護持院役者手鑑」の表紙裏に、精海の次に月輪院を継いだ隆元が「宝永元年申年極月、先住精海駿州吉原東泉院江移、拙僧当院寿命院より移住、極月廿四日」と記しており、宝永元年十二月に精海が東泉院へと移つていたことを確認できる（坂本正仁「解題」参照、『神田橋護持院日記』）。

六所家旧蔵資料にも、月輪院精海宛ての文書が残っている（写真2・3）。



〔写真2〕護持院隆光色衣免許状（香色）



〔写真3〕護持院隆光色衣免許状（浅黄色）

〔写真2〕は元禄八年（一六九五）十二月廿九日付で、月輪院精海法印が香衣の色衣、〔写真3〕は宝永元年（一七〇四）十一月三日付で浅黄色の色衣を着すことを免許された史料である。精海が護持院寺中の大聖院から月輪院へと移った時期は、〔写真2〕の史料から元禄八年十二月廿九日以前であることが確認でき、またこの免許時である可能性も高い。それでは免許を行っている花押を据えた人物は誰になるのであろうか。色衣許可は僧録が日下に

花押のみを据える堅紙^{たてがみ}の免許で行われ、料紙は壇紙^{だんし}が用いられた。護持院隆光は真言宗にそれまでなかった僧録の役職を徳川綱吉より与えられ、新義真言宗僧侶の色衣許可に関わっていたようである。色衣許可は僧録が將軍に伺い、將軍がこれを承認する形式をとり、免許の「奉窺」「被仰出候」とある主体は將軍家になる（坂本正仁「解題」参照、『神田橋護持院日記』）。

隆光は元禄八年九月十八日に知足院を護持院へと院家寺号を改めた際に、新義真言宗の僧録になっていることから、〔写真2〕同年十二月廿九日付のこの史料は、護持院隆光が月輪院精海に色衣を免許した史料と解釈できる。花押を据えた人物も、もちろん護持院隆光である。〔写真3〕の史料も同様である。

それでは『隆光僧正日記』、『神田橋護持院日記』といった精海の月輪院在住時代、その後の東泉院在住時代を追える史料から、彼の動向を確認したい。

まず『隆光僧正日記』を見ていくと、精海が東泉院に入寺する宝永元年（一七〇四）十二月七日以前、精海は月輪院として活動しているので、役者をつとめた月輪院の名は、月輪院、役者、両役者（日輪院と共に）などとして記事の中に登場している。但し、彼が東泉院に移った経緯や出来事そのものについて、隆光は記事の中で特に触れていない。そんな中で、宝永二年正月廿五日条に將軍徳川綱吉が護持院へ御成りをし、その際に隆光が無量寿儀軌の講釈を行った記事がある。この講釈を聴聞した「出家中」の中に「駿州東泉院」が含まれており、前年末に東泉院へ移ったばかりの精海の姿を確認する。さらに同四年四月十九日条に「長崎大徳寺屋敷拝領之願書、三宅備前殿へ護持院より被差出、月輪院持参由」とあり、隆光が長崎大徳寺の屋敷拝領願書を寺社奉行の三宅備前守康雄に申請している様子がうかがえる。ここに登場する月輪院は、精海の跡を継いだ隆元であろうか。

そして同年五月十一日条では「於三宅備前守殿ニ護持院・大徳寺預り地天神山、護持院願之通大徳寺へ被下置候之旨、以書付被申渡也、兼而愚納松平

右京殿へ具二申入置、其上ニ護持院へ書付相渡、寺社奉行へ為願候也、今日大徳寺茂被召出、被仰渡候様ニ、是又右京殿へ申入置也」とある。寺社奉行の三宅康雄より、大徳寺の預り地であった長崎の天神山が大徳寺に正式に与えられている。どうやら護持院隆光は、將軍綱吉の側用人をつとめた松平右京大夫輝貞を通して綱吉の許可を得ていたようである。ここに登場する大徳寺とは、既に東泉院と大徳寺を兼帯した精海のことを指しているのではないだろうか。続く同年九月十五日条では「今日、長崎大徳寺御朱印拝領之御礼申上」とあり、大徳寺に幕府から朱印領が与えられている。

そして同年十一月廿三日に富士山が噴火をするが、十一月廿五日条に「駿劔吉原より注進之書付来ル、其趣者廿二日八ツ時より廿三日朝五ツ時迄、地震三十度程有之、去月四日地震ニ劔残り候家大方劔候、廿二日七ツ時より富士山黒雲巻上り、鳴動度々有之候、夜二入候而火焰見江候、廿三日之朝も弥不相替炎上申之由」とあり、東泉院から護持院へ噴火の様子を逐一伝えた書状がもたらされていたようである。護持院ではこれを受け、廿六日条で徹善という人物を現地へ見廻りに送っている。そして十二月朔日条で「駿劔東泉院江遣候徹善今日罷帰ル、院内無別条之旨申来ル」との報告を受けている。

翌宝永五年三月七日条では「今日長崎奉行佐久間安芸殿大徳寺屋敷替之願、秋元但馬殿へ被申上也」とあり、大徳寺の屋敷替願書が長崎奉行の佐久間安芸守信就から老中の秋元但馬守喬知へと伝えられており、これ以前に大徳寺の屋敷替願いを隆光が関わり行っていたことがわかる。この願書は同九・十日条で側用人の松平輝貞へと差し出され、將軍綱吉の決裁を仰いでいる。そして替地の件は認められたようである。

続いて『神田橋護持院日記』についても確認しておきたい。精海自身が記している元禄十五年の「万覚」の後は、公用日記は宝永二年から始まっており、宝永三年（一七〇六）十月三日条で「長崎大徳寺願付」について、長崎奉行の永井讃岐守直充のもとへ、護持院から日輪院嚴蔵が遣わされている。

ただこの日記は残念ながら宝永四年の記事を欠いてしまっている。しかし、宝永五年三月廿四条に、長崎大徳寺の境内が狭小であることから「願通」に替地が与えられたことを記している。この件については翌日に大徳寺、護持院それぞれ寺社奉行所へ御礼にまわっている。

精海と大徳寺の関わりについて、「東泉院代々記録」で光盛は宝永四年の出来事のように記しているが、実際には精海が大徳寺建立のため長崎へ行った時期が宝永四年四月頃、大徳寺に天神山の地が与えられたのが同四年五月、御朱印が与えられた時期が同四年九月、境内に新たに替地が与えられたのが翌五年三月ということになる。

『隆光僧正日記』、『神田橋護持院日記』ともに精海の死去については触れられていないが、両書に登場する大徳寺という人物は精海を指しているように思う。精海は自身の長崎行きの際、東泉院を譲与することも可能だったはずであるが、それはしていない。彼は後に光盛（勸栄坊）に住持を譲ることになるが、遺状を二通残している（写真4・5）（六所家旧蔵資料）。一点は宝永四年（一七〇七）三月廿九日付、もう一点は同六年（一七〇九）三月五日付である。宝永四年のものは彼が長崎へと立つ前に記したものであろう。遺状は自身の身边に何かあった際に備えておいたもので、この時点で開封されていなかったはずであり、長崎行きの際に光盛に東泉院が譲られていた訳ではない。宝永六年のものは彼が体調を崩している中で再度、記したものであり、死去する十月十三日までの間に開封され、光盛への東泉院譲与が確認されていたのか、死後に開封され譲与されたのだろうか。

精海から光盛への譲与については、「東泉院代々住持帳」に「宝永六庚寅十一月、精海存命之内遺状を以譲与」とあり（但し、宝永六年の干支は己丑）、「東泉院代々記録」では光盛自身が、「当院住持職之儀、從精海存命之内遺状隠居圓成江被預置」と記している。つまり精海の生前の段階で光盛に譲与が行われたことは確かなようである。精海は遺状を隠居していた東泉院第九代

の圓成に預けていたようであるが、預けた遺状が宝永四年のものか、宝永六年のものか、あるいは両方なのかはわからないので、譲与の時期も宝永六年三月五日以前になるのか、あるいは同年三月五日頃なのか、はたまた同年十月三日の死去に近い時期になるのか、様々な解釈は可能である。

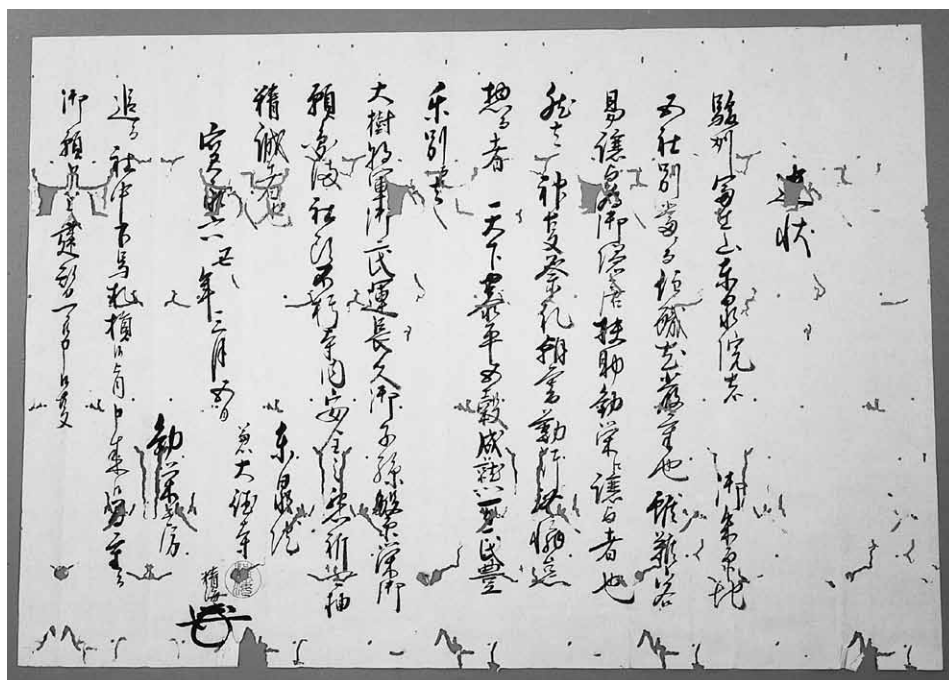
また精海は宝永六年の遺状で「東泉院兼大徳寺 精海（花押）」と署名している。つまり彼は大徳寺住持の立場を得て、長崎へ行っていたものと判断



〔写真4〕宝永4年3月29日付精海遺状

できよう。精海は東泉院住持を光盛に譲与しているが、大徳寺住持については譲与せず、その後も東泉院から大徳寺に関わる者は出ていない。精海は自らが兼帯した東泉院・大徳寺をそれぞれ別途譲与したのであろう。また〔写真4・5〕の精海の花押と〔写真2・3〕の隆光の花押はよく似ており、精海は隆光の影響で花押を定めていたこともみてとれよう。

（静岡市生活文化局文化スポーツ部文化財課）



〔写真5〕宝永6年3月5日付精海遺状

【編集後記】

富士市では、郷土の歴史・文化を解明する貴重な資料群である六所家旧蔵資料について、総合調査委員会を組織し、市立博物館にて整理作業を行っています。こうした調査の成果については、『六所家総合調査だより』（博物館等にて無料配布）をはじめとして適宜発信をしています。既出号を含めた紙面全号を博物館HPよりPDFファイルにてダウンロードすることもできます（<http://museum.city.fuji.shizuoka.jp/hp/report/index.html>）。

六所家は、富士市今泉八丁目に位置する旧家ですが、明治政府による神仏分離政策によって還俗するまでは、^{ふじさんとうせんいん}富士山東泉院という寺院を営んでいました。東泉院は富士郡下^{しも}方五社別当職を世襲するとともに、中野村・一色村・神戸村・今宮村と、伝法村と善得寺村（今泉村）の一部における領主としての側面をもっています。

下方五社とは、三日市場の富知六所浅間神社・原田の滝川神社・今宮の浅間神社・入山瀬の浅間神社・今泉の日吉浅間神社の五つの神社を指しています。東泉院の歴代住持は、中世後期に今川氏より下方五社の別当としての地位を与えられ、その由緒は江戸幕府にも公認されており、年中行事や神領の管理・運営に中心的役割を果たしてきました。

今回の『六所家総合調査だより』10号は、特集として平成24年1月5日(木)から2月26日(日)にかけて開催予定の「富士山東泉院の秘宝―六所家総合調査速報展②―」準備のための調査成果から、大高康正氏「富士山東泉院と六所家旧蔵資料の概要」をお届けします。また、特別調査概報として菊池邦彦氏「富士山東泉院領に暮らす人々」、大高康正氏「護持院隆光と月輪院精海」をお届けします。今後のさらなる調査の進展にどうぞご期待ください。

六所家総合調査だより 第10号

発行日	平成24年（2012）1月1日
発行・編集	富士市立博物館 静岡県富士市伝法66-2 Tel 0545-21-3380・Fax 0545-21-3398
印刷	文光堂印刷株式会社